

令和元年10月31日（木）  
第7回子ども・子育て審議会  
【修正版】

資料2

# 福生市子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

【素案】

# 目 次

## 第 1 章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画策定の経過（策定体制）
- 4 計画の期間

## 第 2 章 福生市の現状について

- 1 福生市の就学前児童を取り巻く環境
- 2 アンケート調査結果から見える現状
- 3 第 1 期計画の評価

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
  - 基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実
  - 基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援
  - 基本目標 3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援
  - 基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援
  - 基本目標 5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進
  - 基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備
- 4 施策の体系

## 第4章 施策の展開

- 基本目標1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実
- 基本目標2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援
- 基本目標3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援
- 基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援
- 基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本目標6 安心して子育てができる生活環境の整備

## 第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 人口の見込み
- 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
- 4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育
- 5 地域子ども・子育て支援事業

## 第6章 計画の進行管理

- 1 施策の実施状況の点検
- 2 計画の進捗状況の公表
- 3 国・都等との連携
- 4 市民・企業・関係機関との連携

## 資料編

- 1 福生市子ども・子育て審議会条例
- 2 福生市子ども・子育て審議会 審議経過
- 3 福生市子ども・子育て審議会委員名簿
- 4 諮問・答申
- 5 用語解説（50音順）

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 子ども・子育てを取り巻く背景と動向

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、地域におけるコミュニ



ティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子どもや子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められ、平成 24 年8月に、子ども

も・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成 27 年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

## (2) 国の動向

### 【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」が制定され（平成20年12月一部改正）、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務付けるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

### 【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する状況から、「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

### 【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」という重点戦略を踏まえ、平成 20 年 2 月、「希望する全ての人子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことを目指す「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取組です。

### 【5つの安心プラン「未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」の策定】

平成 20 年 7 月、社会保障に関する 5 つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめました。その 5 つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

### 【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成 20 年 5 月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系が目指すものとして、①「全ての子どもすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取組を推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡大を図るため、希望する全ての人子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援の在り方が示されました。

更には、平成 22 年 1 月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

## 【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続き急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月より施行されます。

## 【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされており、具体的な検討の上、法律の有効期限が令和7年3月までの10年間延長されました。

## 【子育て安心プランの策定】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくものとなりました。

## 【新・放課後子ども総合プランの策定】

次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

しかしながら、近年の女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれているため、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組みを更に推進することが示されました。

### 【児童福祉法等の改正】

児童虐待防止対策について、平成 29 年 4 月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、また令和 2 年 4 月から「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等が図られています。

### 【子どもの貧困対策の推進に関する法律】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成 26 年 1 月に施行しました。更に平成 26 年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

### 【子ども・若者育成支援推進法】

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。同年 7 月には基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されましたが、平成 28 年 2 月に見直しを図り、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

### 【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるものとして令和元年 10 月に施行しました。

この法律改正に基づき、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までの子どもたちの利用料及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。



### (3) 福生市の動向

福生市では、平成27年度から「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ新たな計画として「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長することや、子育てをする方の悩みや不安を少しでも取り除くことができるよう、「子育てするなら ふっさ」をスローガンに子育て支援を推進し、全ての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指しています。

共働き家庭だけでなく、在宅で子育てをする家庭、ひとり親家庭、障害児を養育している家庭、介護を必要とする家庭など、全ての家庭における孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見・適切な対応など体制の整備を行いました。また、保育園、幼稚園、そのほか多様な保育サービスを充実させ待機児童の解消を図り、4月入所における「待機児童数ゼロ」を4年連続で達成しました。更に学校教育においては、小学1年生からの英語教育など特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりを行うなど子育て支援策に取り組んできました。

子どもを安心して生み育てられ、次代を担う全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の形成を目指し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、福生市総合計画をはじめとする福生市上位関連計画との整合を図りながら、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画として、「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、生まれる前からおおむね18歳までを対象とした切れ目のない支援による子育て環境の充実を図ることにより、引き続き、全ての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指していきます。

## 2 計画の位置付け

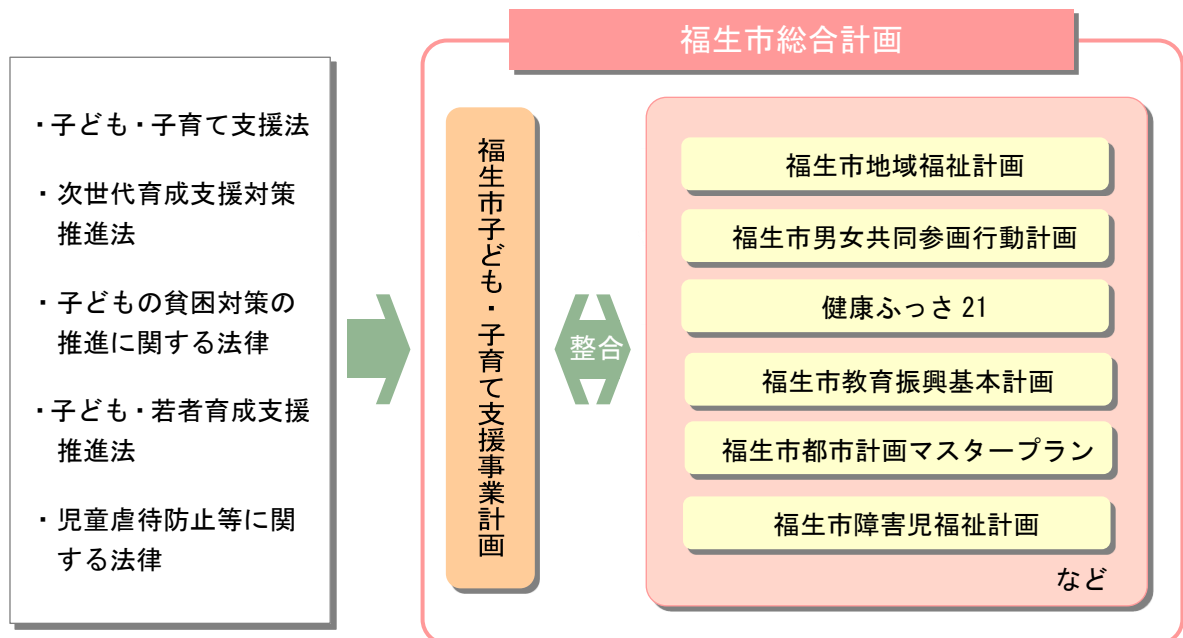
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画で、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることを前提に、全ての子どもの健やかな「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、これまで、その取組を進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として策定し、子どもと家庭に関する支援をより一層促進するために策定するものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要であり、そのため、福生市総合計画、福生市地域福祉計画、福生市障害児福祉計画、福生市教育振興基本計画をはじめとした、他の計画との整合を図ります。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画とします。

### 【 計画の位置付け 】



### 3 計画策定の経過（策定体制）

#### （1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児の保護者 1,200 人（回収：576 人、回収率 48.0%）、小学生の保護者及び小学4年生から6年生本人 1,200 人（回収：619 人、回収率 51.6%）、中学生の保護者及び中学生本人 600 人（回収：300 人、回収率 50.0%）を対象として、平成 30 年 11 月に「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

#### （2）子育て担い手調査の実施

子育て支援者から見る市民の子育てへの不安や困っていること等を把握するとともに、既に実施しているアンケート調査では把握しづらい、支援の必要性があると思われる子どもたちの状況についても把握することを目的とし、保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ、児童館等（41 施設）にアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

#### （3）「福生市子ども・子育て審議会」の開催


この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「福生市子ども・子育て審議会」を開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。

## 4 計画の期間

本計画は5年を1期とした計画とし、計画期間を令和2年度から令和6年度までとします。

また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

【 計画期間 】

令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
策定					

## 1 福生市の就学前児童を取り巻く環境

### (1) 人口のまとめ

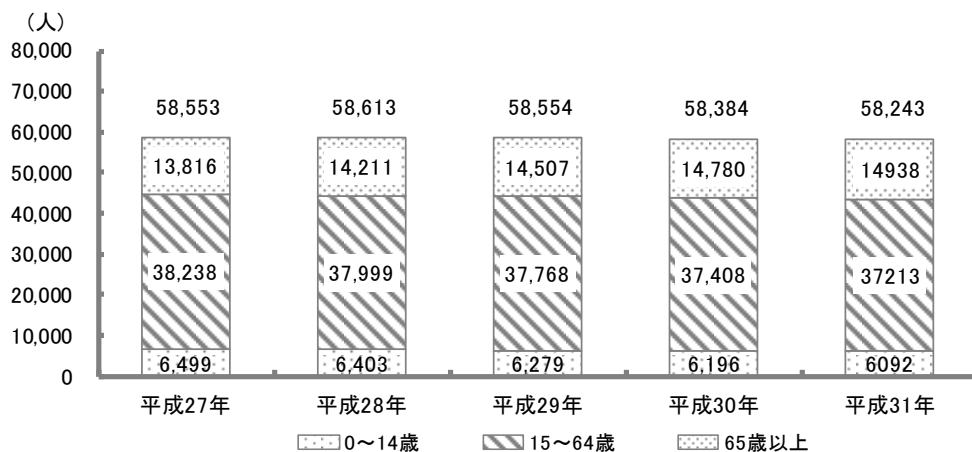
#### ① 福生市における人口の推移

福生市の総人口は、平成14年の62,503人をピークに人口減少に転じ、平成31年には58,243人と減少しています。



年少人口(0~14歳)は、平成21年は7,695人(総人口の12.7%)でしたが、平成31年には6,092人(総人口の10.5%)となっている一方で、老年人口(65歳以上)は平成21年は11,626人(総人口の19.1%)でしたが、平成31年には14,938人(総人口の25.6%)と増加しています。

図 年齢3区分別の人口推移



資料：住民基本台帳(外国人含む・各年1月1日)

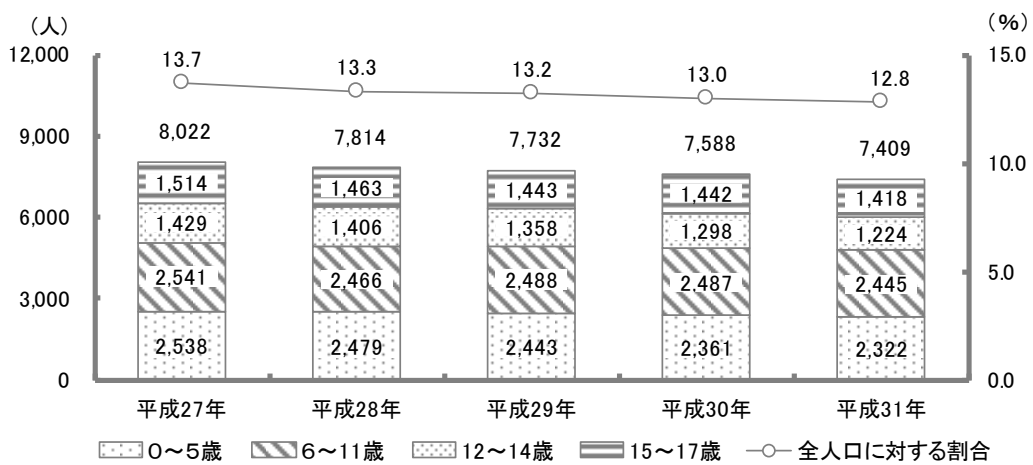
**【年齢3区分別人口構成の推移】を追加**

② 福生市における子どもの人口（18歳未満）の推移

18歳未満の子どもの人口は、少子化の進行とあいまって、昭和55年以降減少傾向にあり、平成31年では7,409人となっています。

総人口に対する子どもの人口の割合を見ても、18歳未満の子どもの数は、昭和50年の約3人に1人（29.6%）から平成31年には約8人に1人（12.8%）と少子化が進行しています。

図 子どもの人口（18歳未満）の推移

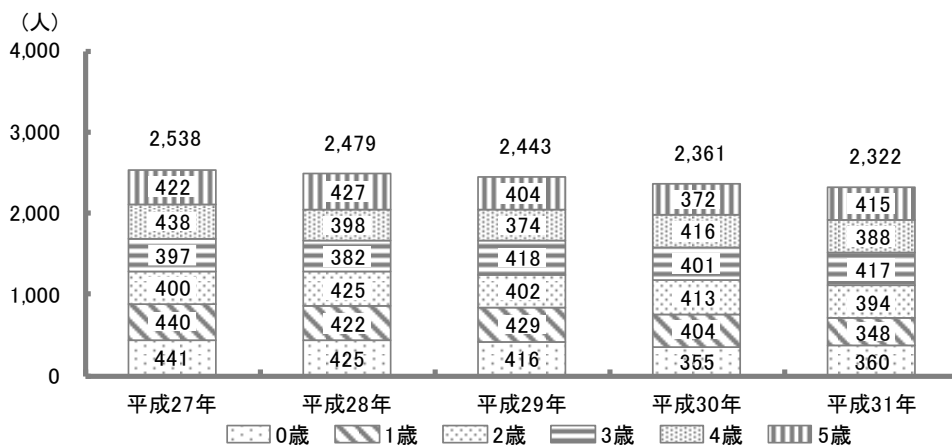


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③ 福生市における年齢別就学前児童数の推移

年齢別就学前児童数も減少傾向が続いており、平成22年は2,861人でしたが、平成31年では2,322人となっており、平成22年から9年間で539人減少しています。

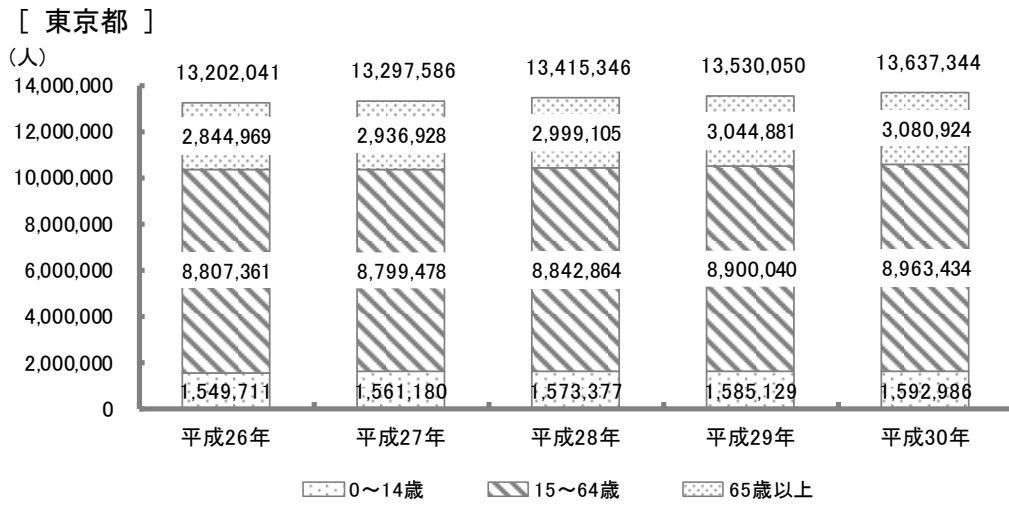
図 年齢別就学前児童数の推移



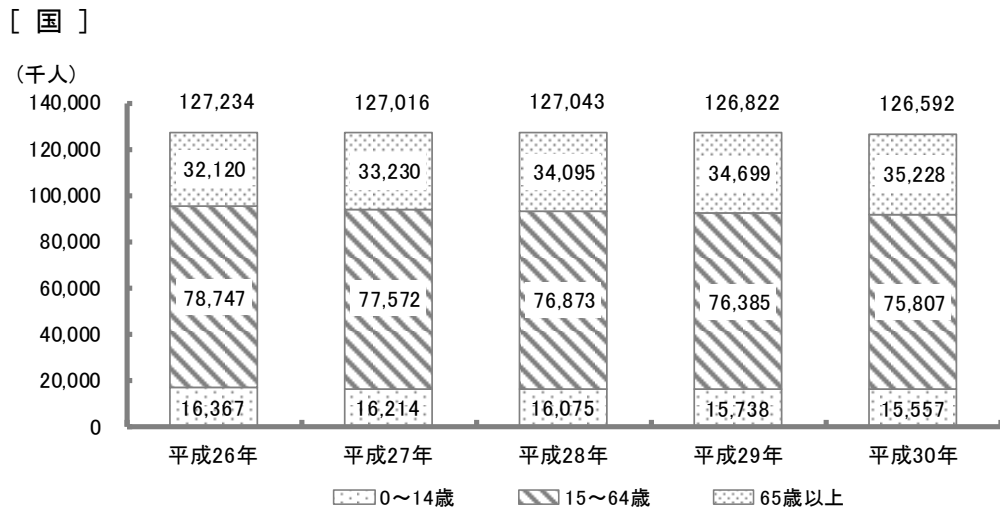
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

④ 東京都・国の人口の推移

図 東京都・国の人口の推移



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日）



資料：総務省人口推計（1月1日の確定値）

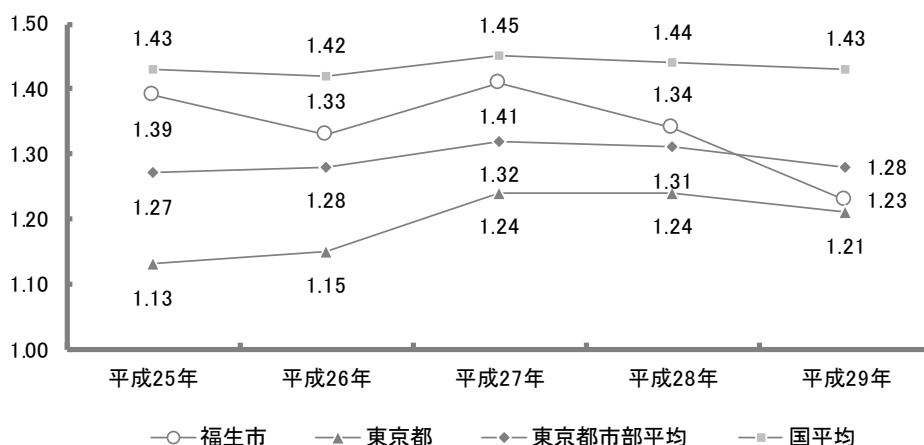
**【分析結果】を追加**

【出生の動向（出生数）】を追加

⑤ 福生市・東京都・国における合計特殊出生率の比較

合計特殊出生率を見ると、平成 29 年で、福生市では 1.23 となっており、東京都に比べ高くなっていますが、東京都市部平均 1.28、全国平均 1.43 に比べると低くなっています。

図 福生市・東京都・国における合計特殊出生率

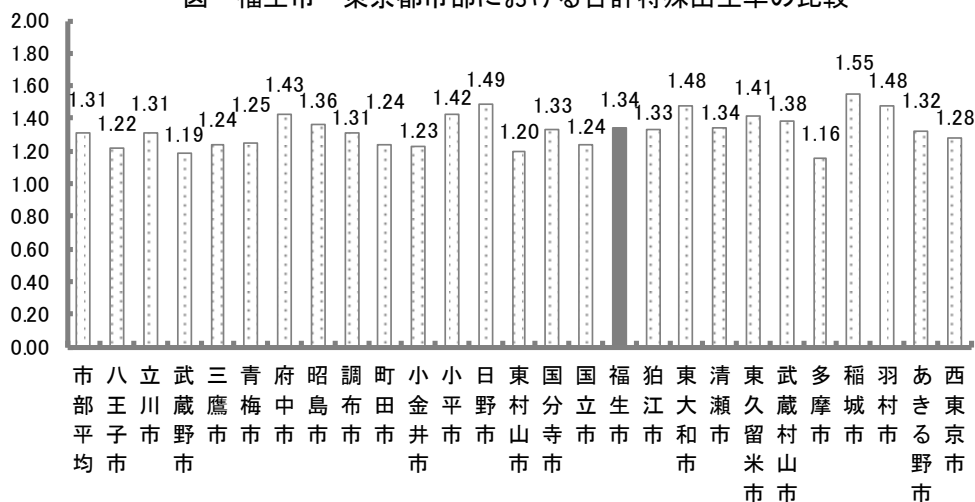


資料：東京都福祉保健局年報

⑥ 福生市・東京都市部における合計特殊出生率の比較

平成 28 年の東京都市部における合計特殊出生率を比較すると、福生市は東京都市部 (26 市) の中で 10 番目に高くなっています。

図 福生市・東京都市部における合計特殊出生率の比較

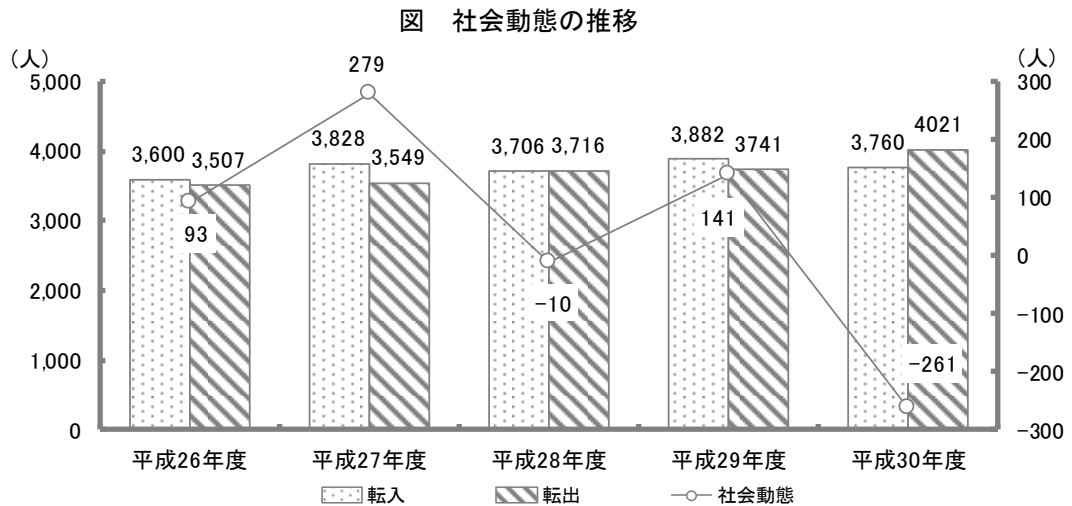


資料：東京都福祉保健局（平成 28 年）



### ⑦ 福生市における社会動態

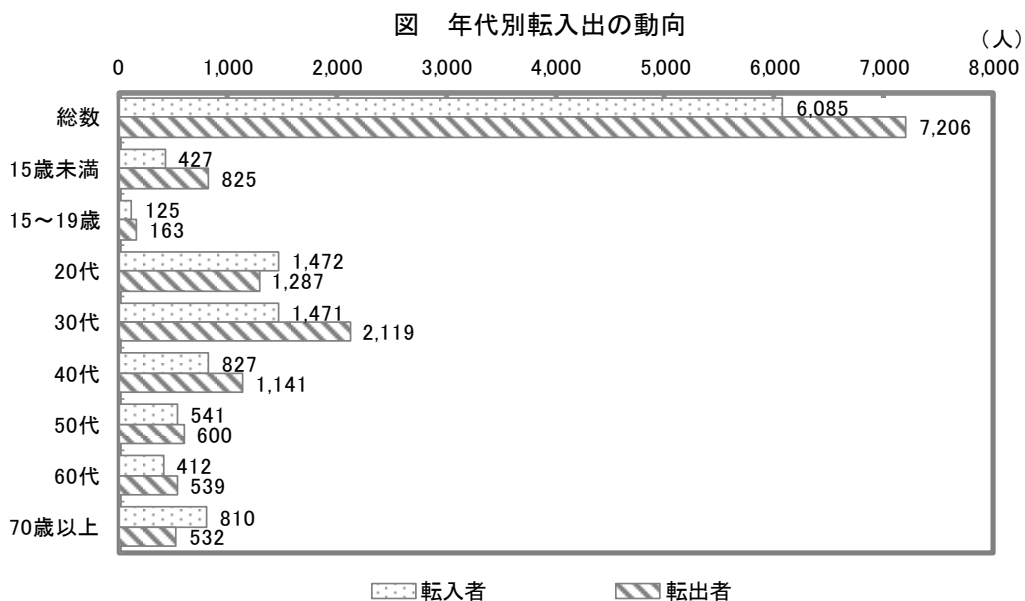
福生市における社会動態を見ると、社会動態は増減を繰り返しており、平成30年度では、減少しマイナス261人となっています。



資料：事務報告書

### ⑧ 福生市における年代別転入出の動向

年代別転入出の動向を見ると、20代と70歳以上を除く年代で転出者が転入者を上回っています。転出者は30代で最も多く2,119人、転入者は20代で最も多く1,472人となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

⑨ 福生市における出生から小学校入学までの人口の推移

出生から小学校入学までの人口の推移を見ると、毎年度の出生児が小学校入学時までに約 90 人減少しています。

表 出生から小学校入学時点（7歳）までの人口の推移

単位：人

時点	平成 19 年 1 月 1 日 0 歳児		平成 20 年 1 月 1 日 0 歳児		平成 21 年 1 月 1 日 0 歳児		平成 22 年 1 月 1 日 0 歳児	
平成 19 年 1 月 1 日	493	(0 歳)						
平成 20 年 1 月 1 日	484	(1 歳)	494	(0 歳)				
平成 21 年 1 月 1 日	470	(2 歳)	478	(1 歳)	520	(0 歳)		
平成 22 年 1 月 1 日	452	(3 歳)	448	(2 歳)	490	(1 歳)	483	(0 歳)
平成 23 年 1 月 1 日	440	(4 歳)	433	(3 歳)	468	(2 歳)	460	(1 歳)
平成 24 年 1 月 1 日	433	(5 歳)	413	(4 歳)	451	(3 歳)	430	(2 歳)
平成 25 年 1 月 1 日	430	(6 歳)	413	(5 歳)	466	(4 歳)	442	(3 歳)
平成 26 年 1 月 1 日	415	(7 歳)	401	(6 歳)	452	(5 歳)	426	(4 歳)
平成 27 年 1 月 1 日	409	(8 歳)	392	(7 歳)	438	(6 歳)	410	(5 歳)
平成 28 年 1 月 1 日	411	(9 歳)	390	(8 歳)	431	(7 歳)	409	(6 歳)
平成 29 年 1 月 1 日	413	(10 歳)	389	(9 歳)	430	(8 歳)	409	(7 歳)
平成 30 年 1 月 1 日	422	(11 歳)	393	(10 歳)	432	(9 歳)	415	(8 歳)
小学校入学時の 人口増減	-78		-102		-89		-74	

資料：住民基本台帳

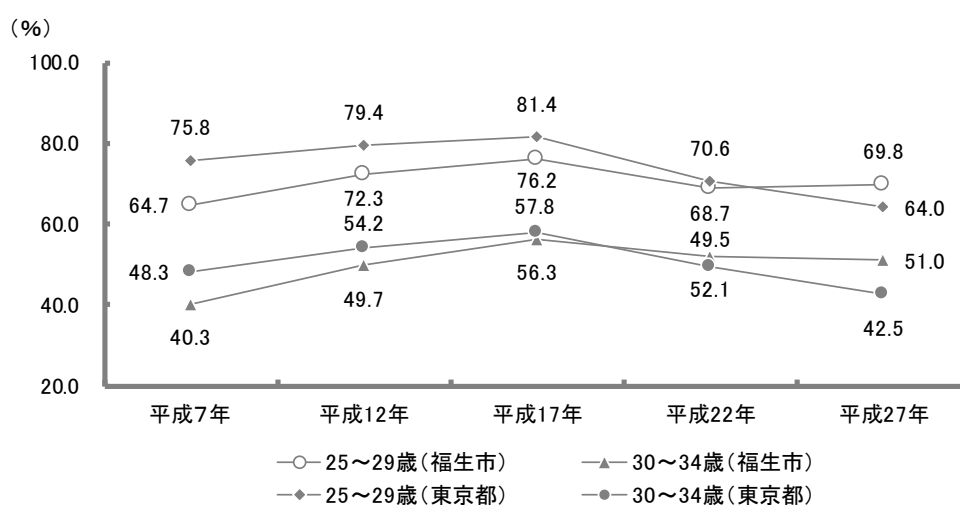
## (2) 婚姻の動向

### ① 未婚率

未婚率は、男女とも平成17年までは増加していましたが、平成22年以降減少傾向となっており、平成27年には男性の25～29歳が69.8%、30～34歳が51.0%、女性の25～29歳が62.6%、30～34歳が37.3%となっています。

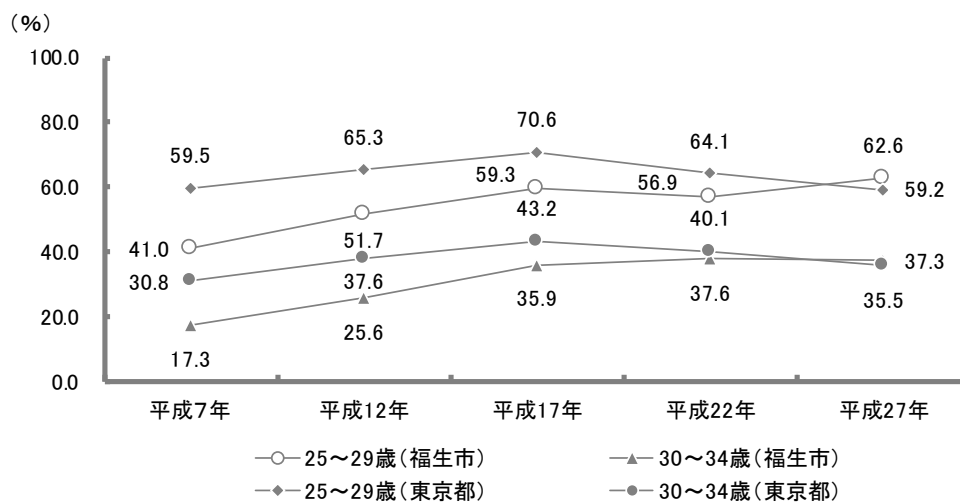
東京都平均と比べると、福生市の未婚率は東京都よりも低い数値で推移していましたが、平成27年には男女ともに25～34歳の未婚率が東京都の数値を上回っています。

図 未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

図 未婚率の推移（女性）

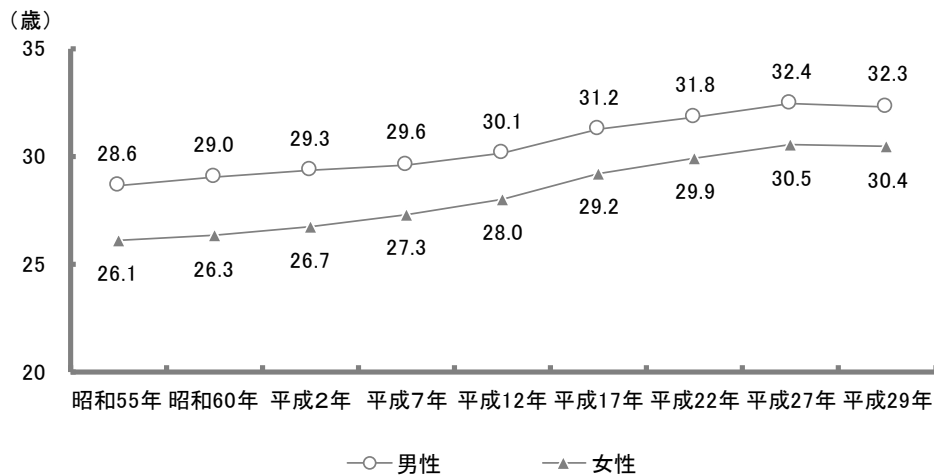


資料：国勢調査

## ② 平均初婚年齢

平均初婚年齢は、平成 27 年まで年々増加していましたが、平成 29 年には男女ともにやや減少し、男性が 32.3 歳、女性が 30.4 歳となっています。昭和 55 年から平成 29 年の 37 年間で男性は 3.7 歳、女性は 4.3 歳の上昇が見られます。

図 平均初婚年齢の推移（東京都）



資料：東京都人口動態統計

### (3) 世帯のまとめ

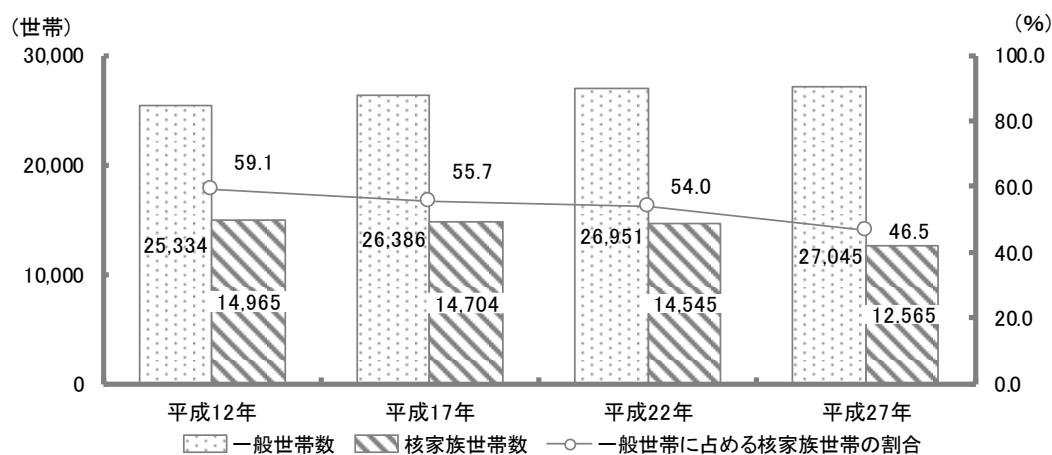
【世帯数・一世帯あたりの人数、世帯構成】を追加

#### ① 福生市における核家族世帯数等の推移

一般世帯数は、平成12年から増加傾向にあります。核家族世帯数は平成12年以降減少傾向にあります。

一般世帯に占める核家族世帯の割合を見ても、平成12年から減少傾向にあり、平成27年では46.5%と、平成12年に比べ12.6ポイント減少しています。

図 核家族世帯数の推移

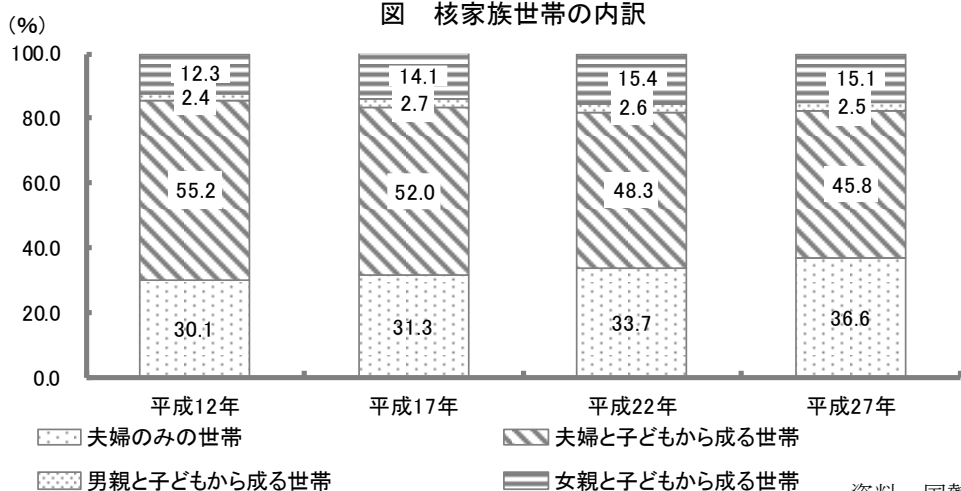


資料：国勢調査

#### ② 福生市における核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳を見ると、平成12年に比べ、夫婦と子どもから成る世帯の割合が減少しており、夫婦のみの世帯及び女親と子どもから成る世帯の割合がやや増加しています。

図 核家族世帯の内訳



資料：国勢調査

【6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数】を追加

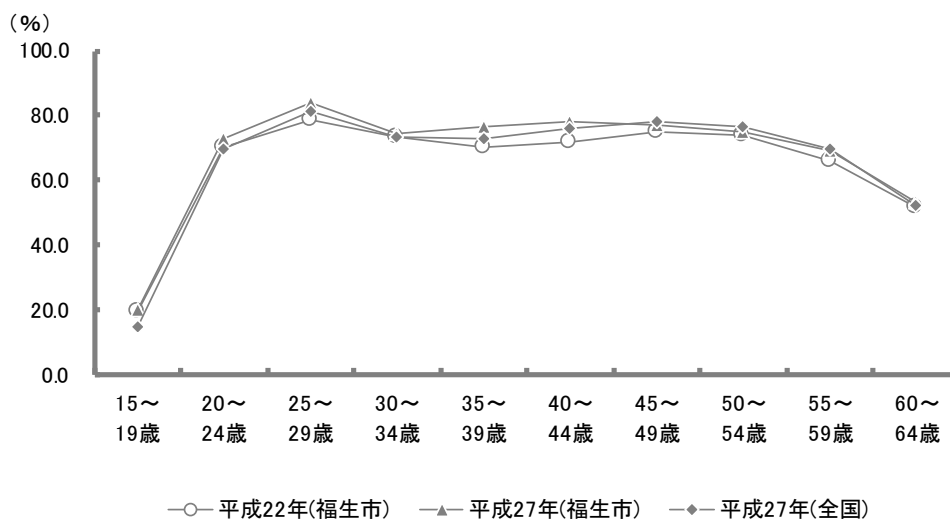
## (4) 就業のまとめ

### ① 福生市における女性の労働力率の推移

#### 【母親の就労状況(円グラフ)】を追加

女性の労働力率を見ると、平成22年に比べ、特に30歳代において、女性の労働力率は上昇しており、30歳代の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブは解消されつつあります。

図 女性の労働力率

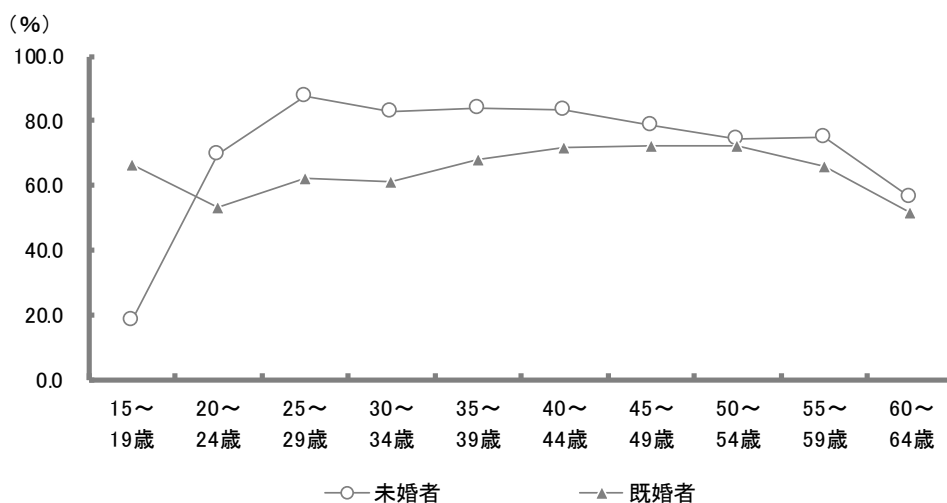


資料：国勢調査

### ② 福生市における女性の既婚・未婚別の労働力率

未婚・既婚別女性の労働力率をみると、未婚と既婚では20、30歳代で、約20ポイントの差となっています。

図 女性の既婚・未婚別の労働力率



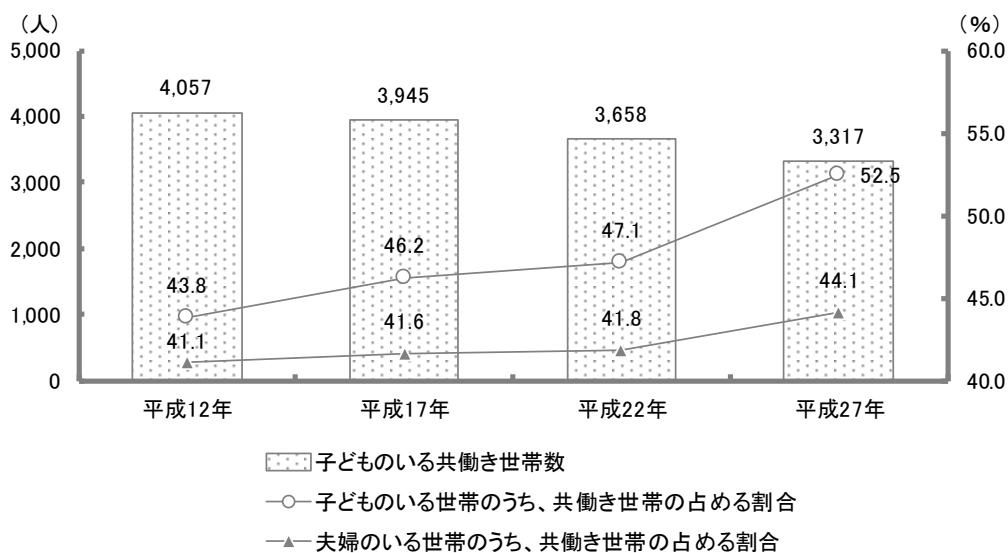
資料：国勢調査（平成27年）

### ③ 福生市における共働き世帯の状況

共働き世帯の状況を見ると、夫婦のいる世帯のうち共働き世帯が占める割合は平成12年では41.1%、平成27年には44.1%と増加しています。

子どものいる共働き世帯について見ると、平成12年は4,057世帯、平成27年には3,317世帯と減少していますが、子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は増加しており、平成27年には52.5%と半数を超えています。このことから、子どものいる世帯の共働きの割合が増加していると思受けられます。

図 共働き世帯の状況



資料：国勢調査

## (5) 福生市の保育所・幼稚園における現状

### ① 保育所のまとめ

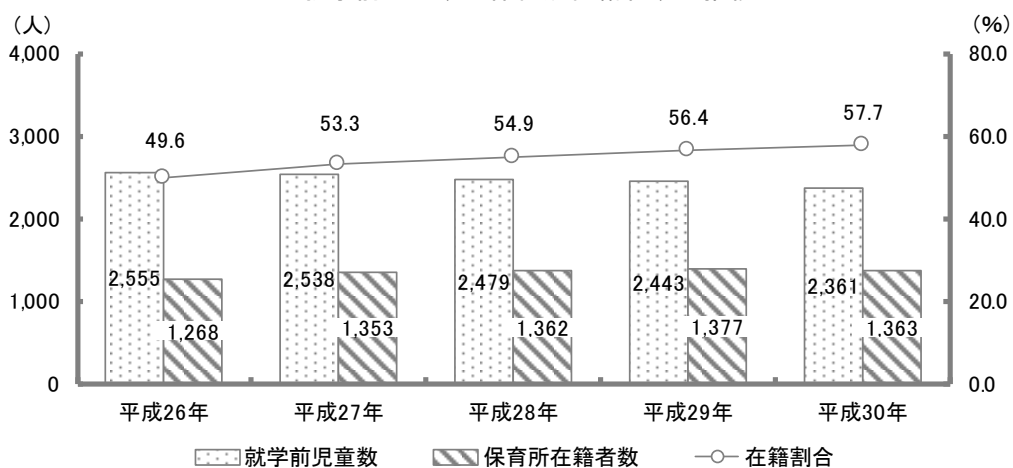
#### ア 福生市における就学前児童数と保育所在籍児童数

就学前児童数は年々減少していますが、保育所（認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育園を含む。）在籍者数は増加傾向にあります。

就学前児童数に対する保育所在者数の割合を見ると、平成26年では49.6%なのに対し、平成30年では57.7%と8.1ポイント増加し、約6割が保育所に在籍しています。

#### 【就学前児童数と保育所在籍者数の推移（表）】を追加

図 就学前児童数と保育所在籍者数の推移

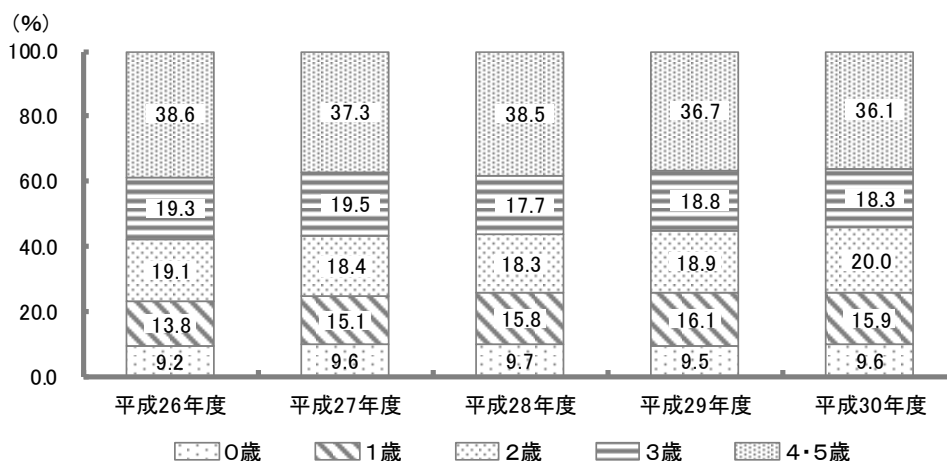


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書  
 保育所在籍者数：子ども育成課（各年4月）

#### イ 福生市における年齢別保育所（園）の在籍割合

年齢別保育所（園）の在籍割合を見ると、平成28年度以降2歳児の割合は緩やかな増加傾向が見られます。

図 年齢別保育所（園）の在籍割合

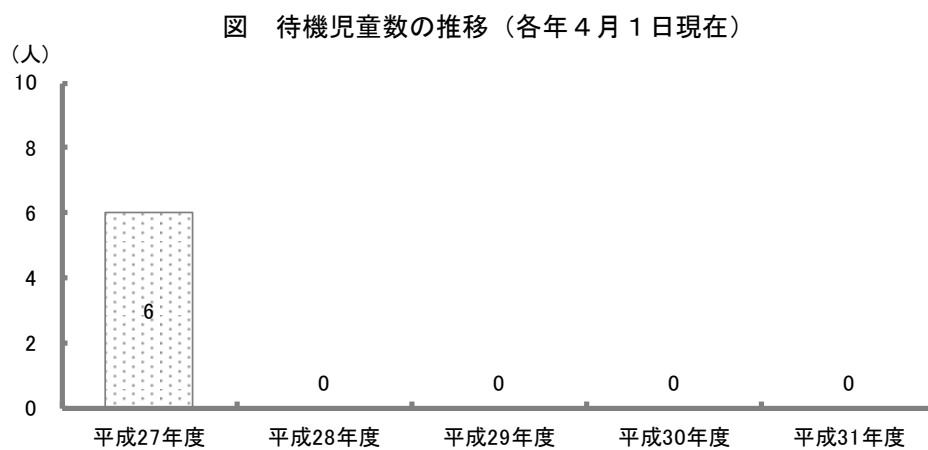


資料：事務報告書（各年度3月1日）



## ウ 福生市における待機児童数の推移

待機児童数を見ると、平成 27 年度は、6人の待機児童がおり、平成 28 年度以降では、0人となりました。



資料：東京都福祉保健局少子社会対策部（各年 4 月 1 日現在）

**【待機児童数（他市との比較）、特別保育の実施状況】を追加**

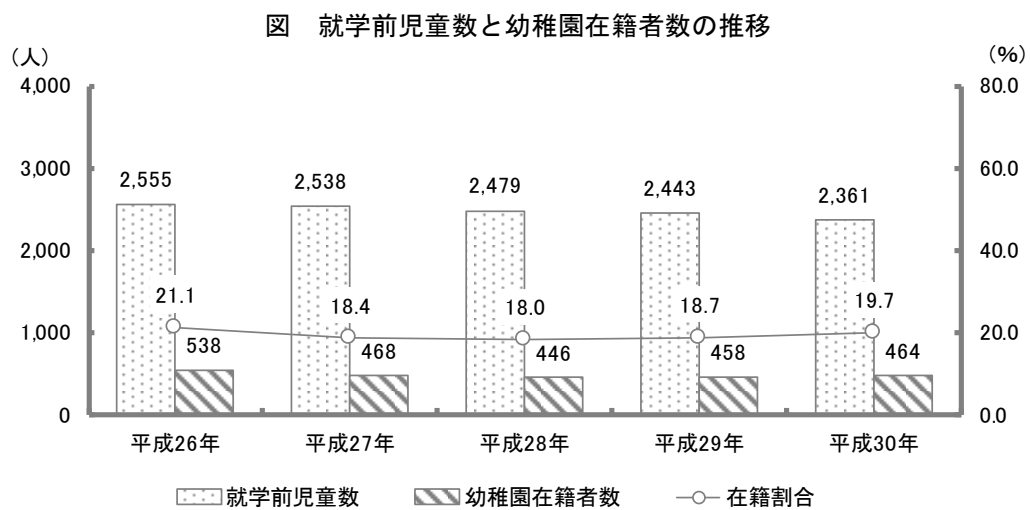
## ② 幼稚園のまとめ

### ア 福生市における就学前児童数と幼稚園在籍者数

#### 【幼稚園数、在園児数の状況(表)】を追加

就学前児童数は年々減少傾向にあります。幼稚園在籍者数は平成28年から増加しています。

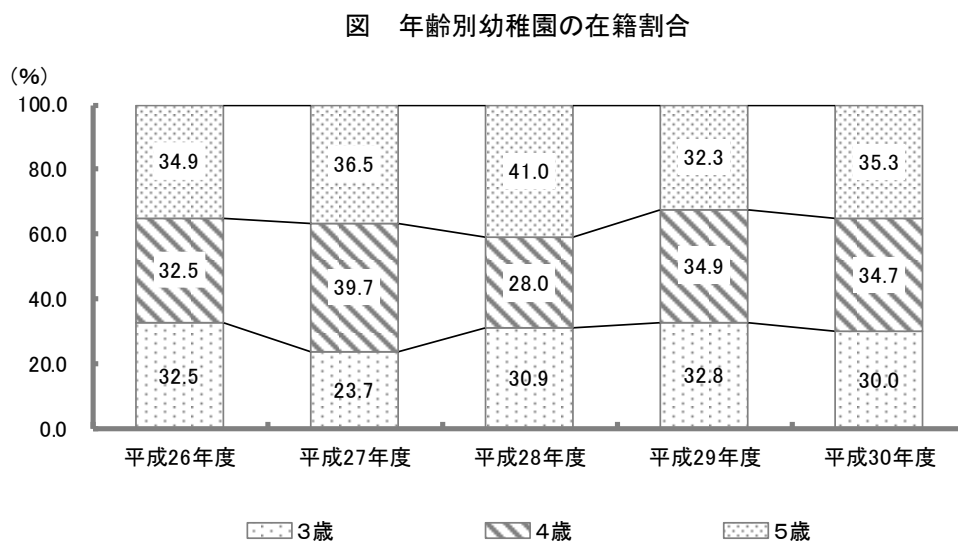
就学前児童数に対する幼稚園在籍者数の割合を見ると、平成26年では21.1%なのに対し、平成30年では19.7%と1.4ポイント減少しています。



資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書  
幼稚園在籍者数：子ども育成課（各年5月）

## イ 福生市における年齢別幼稚園の在籍割合

年齢別幼稚園の在籍割合を見ると、各年齢の割合はほぼ横ばいで推移しています。



資料：子ども育成課（各年度5月1日）

## (6) 福生市における学童クラブの性別学年別入所者数及び定員数

### ① 学童クラブの定員数及び入所者数

登録人員をみると、平成27年以降、平成30年まで増加していましたが、平成31年に減少し、693人となっています。

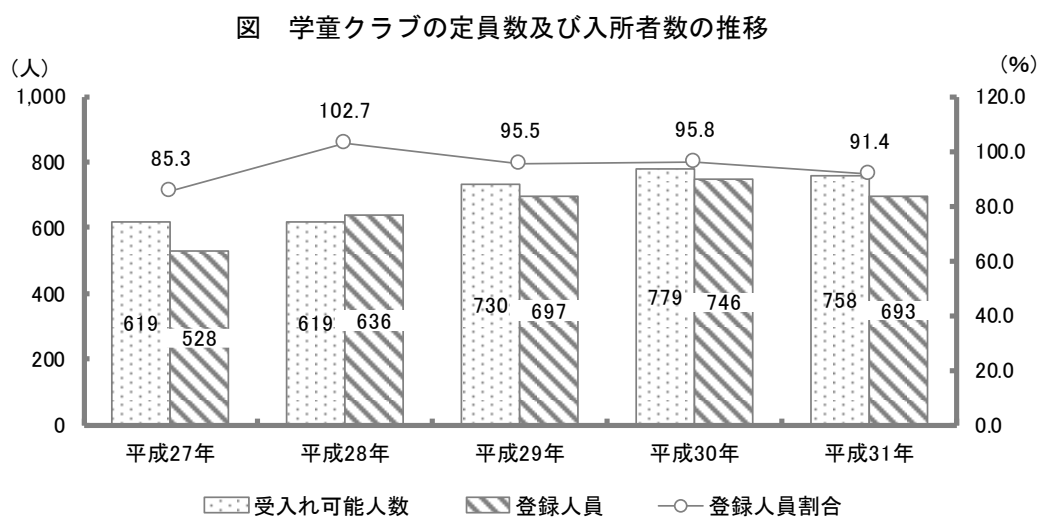
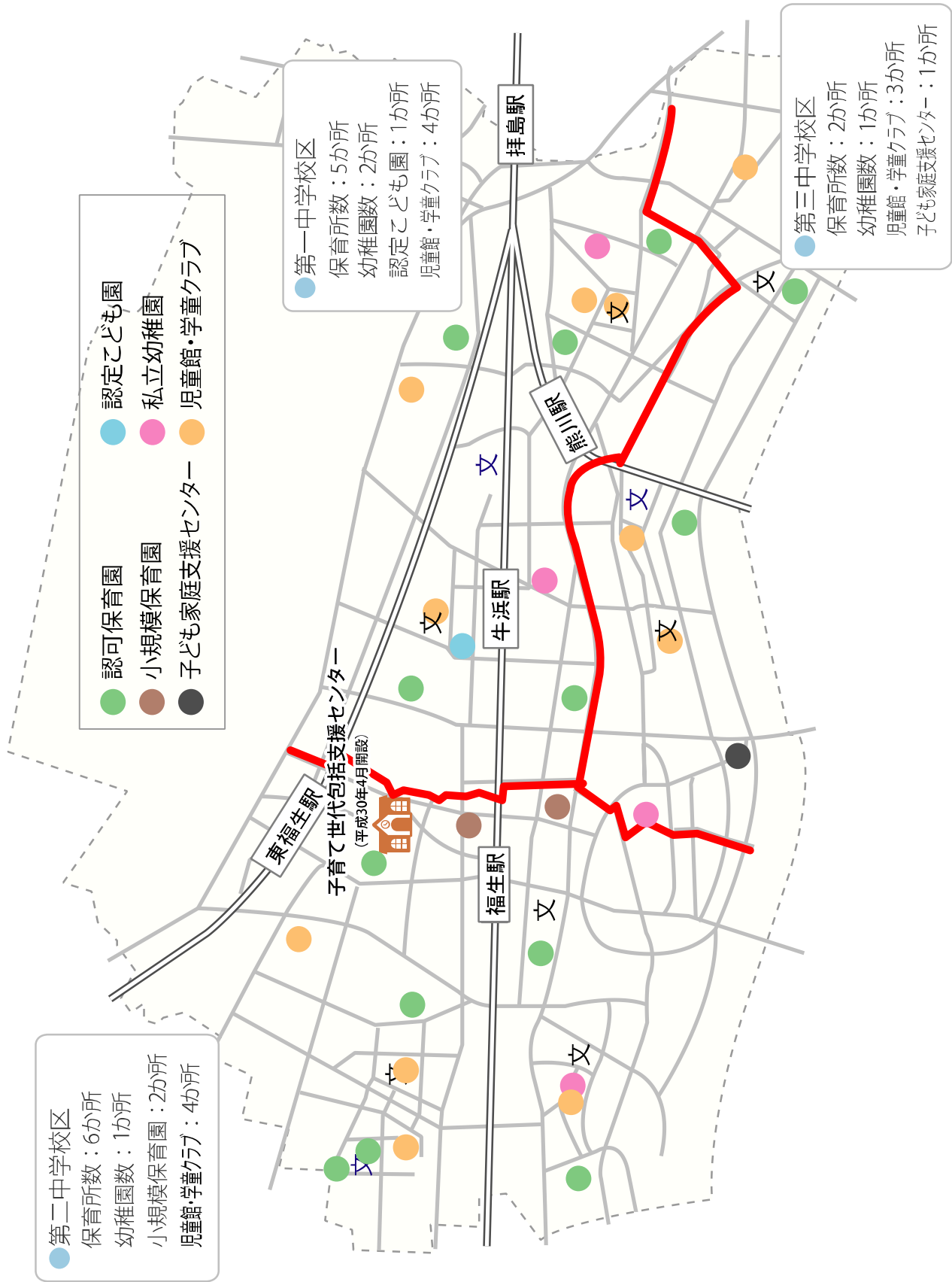


図 学童クラブの性別学年別入所者数、受入れ可能数及びクラブ数

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1年生	男	87人	115人	102人	104人	82人
	女	102人	85人	105人	111人	96人
2年生	男	74人	84人	108人	89人	85人
	女	69人	92人	78人	95人	104人
3年生	男	48人	64人	69人	92人	76人
	女	67人	65人	80人	59人	85人
4～6年生	男	39人	60人	70人	89人	82人
	女	42人	71人	85人	107人	83人
小計	男	248人	323人	349人	374人	325人
	女	280人	313人	348人	372人	368人
合計		528人	636人	697人	746人	693人
受入れ可能人数		619人	619人	730人	779人	758人
クラブ数		12	12	12	12	13

資料：子ども育成課

(7) 福生市の保育・教育施設の配置状況



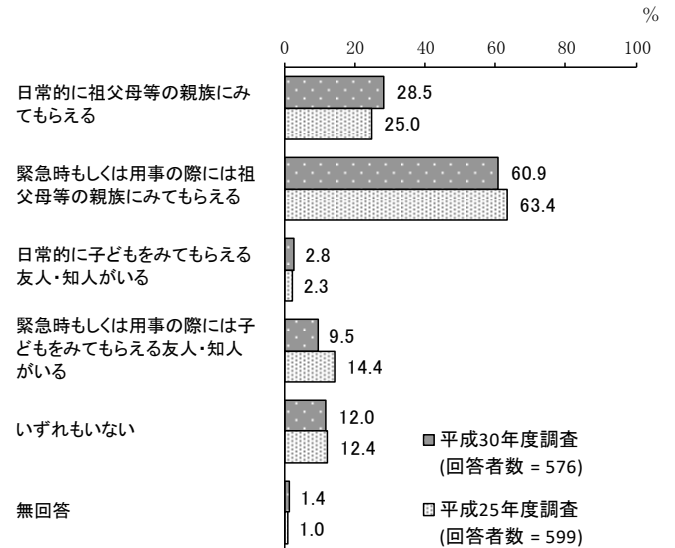
## 2 アンケート調査結果からみえる現状

### (1) 子どもと家族の状況について

#### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が28.5%、「いずれもない」の割合が12.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



## ② 母親の就労状況

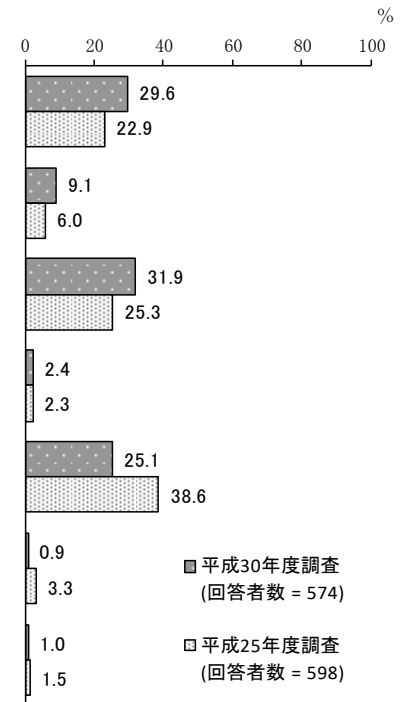
「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が31.9%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない  
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である  
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない  
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である  
以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



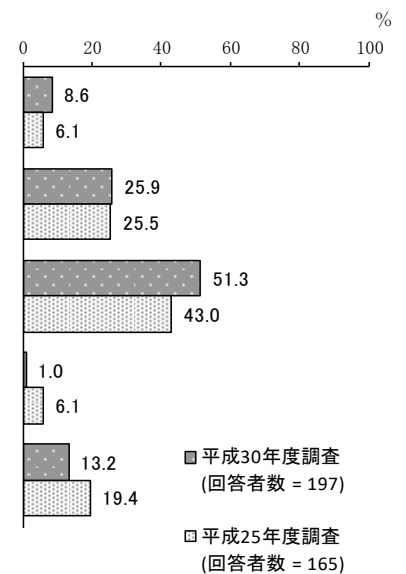
## ③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が51.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が25.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい」の割合が減少しています。

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある  
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない  
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望  
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

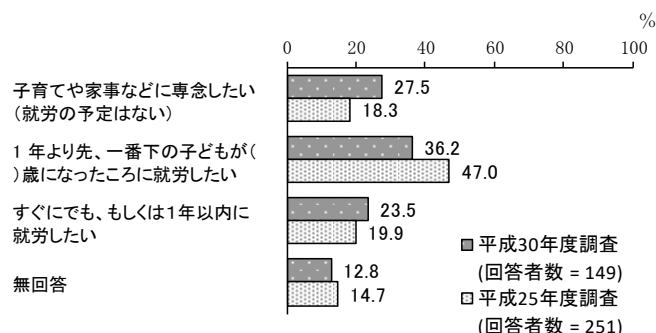
無回答



#### ④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が36.2%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が27.5%、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が23.5%となっています。

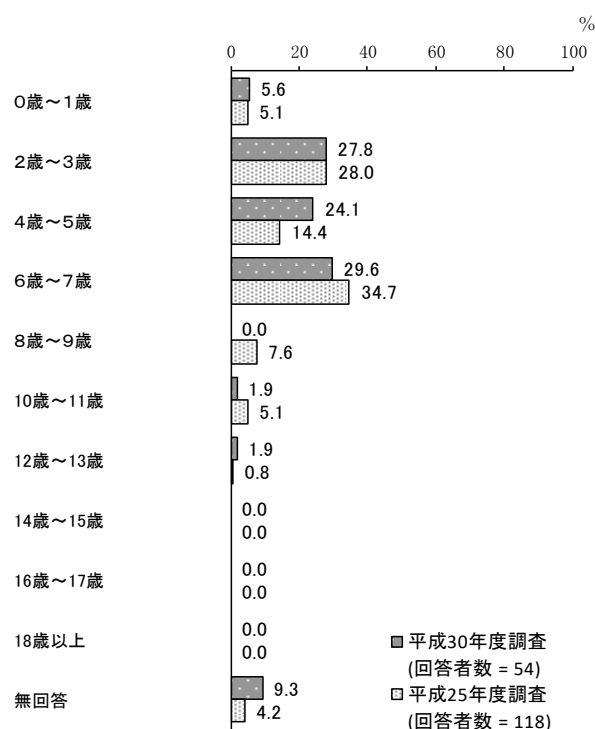
平成25年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が増加しています。一方、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が減少しています。



#### ⑤ 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい

「6歳～7歳」の割合が29.6%と最も高く、次いで「2歳～3歳」の割合が27.8%、「4歳～5歳」の割合が24.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「4歳～5歳」の割合が増加しています。一方、「6歳～7歳」「8歳～9歳」の割合が減少しています。



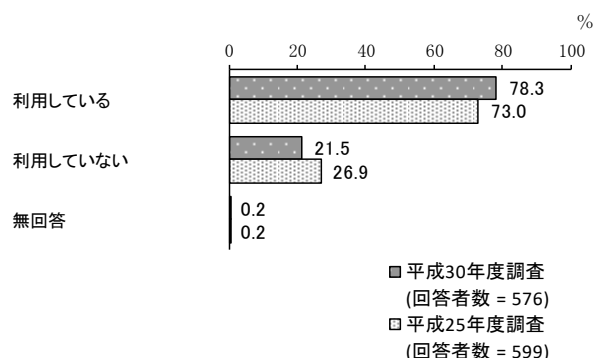


## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が78.3%、「利用していない」の割合が21.5%となっています。

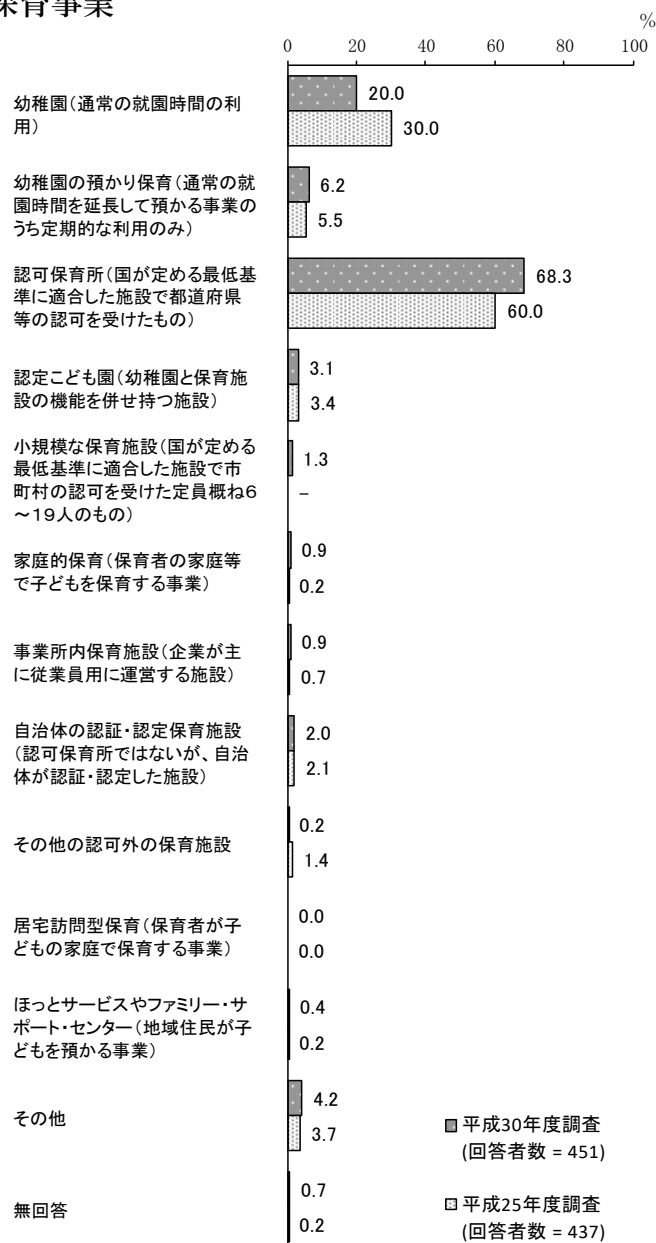
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



### ② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)」の割合が68.3%と最も高く、次いで「幼稚園(通常就園時間の利用)」の割合が20.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)」の割合が増加しています。一方、「幼稚園(通常就園時間の利用)」の割合が減少しています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業  
 (「異なる教育・保育施設を利用したい」と答えた方)

「幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かる事業)」の割合が55.9%と最も高く、次いで「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」の割合が20.6%、「幼稚園(通常就園時間の利用)」の割合が17.6%となっています。

回答者数 = 34

幼稚園(通常就園時間の利用)

幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かる事業)

認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)

認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)

小規模な保育施設(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6~19人のもの)

家庭的保育(保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)

事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)

自治体の認証・認定保育所(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)

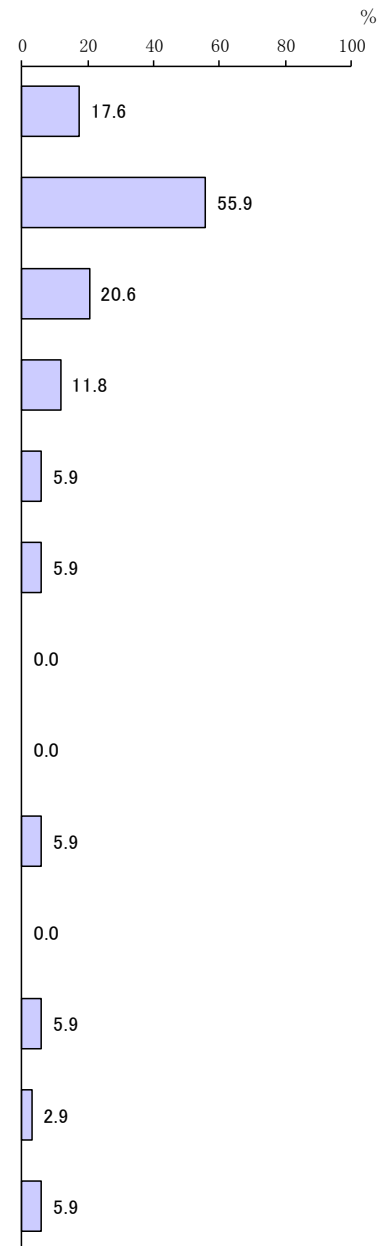
その他の認可外の保育施設

居宅訪問型保育(保育者が子どもの家庭で保育する事業)

ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)

その他

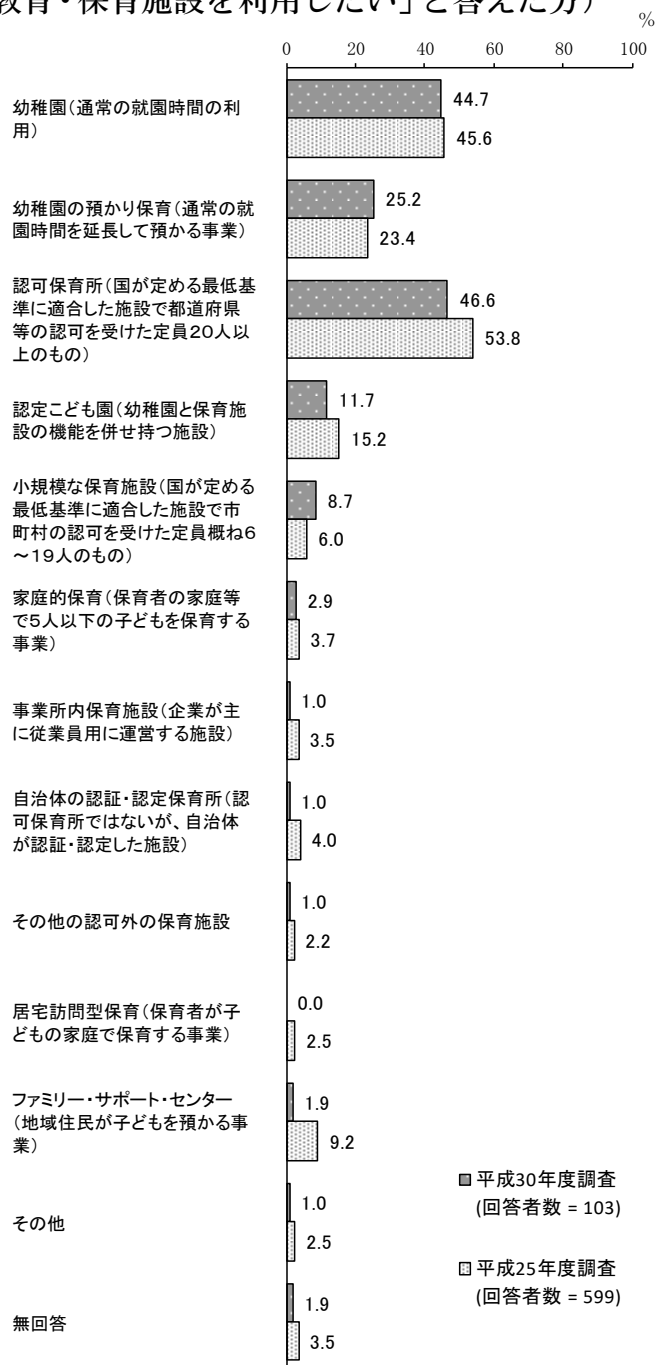
無回答



④ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業  
 (「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」と答えた方)

「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」の割合が46.6%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間の利用)」の割合が44.7%、「幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業)」の割合が25.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」「ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)」の割合が減少しています。

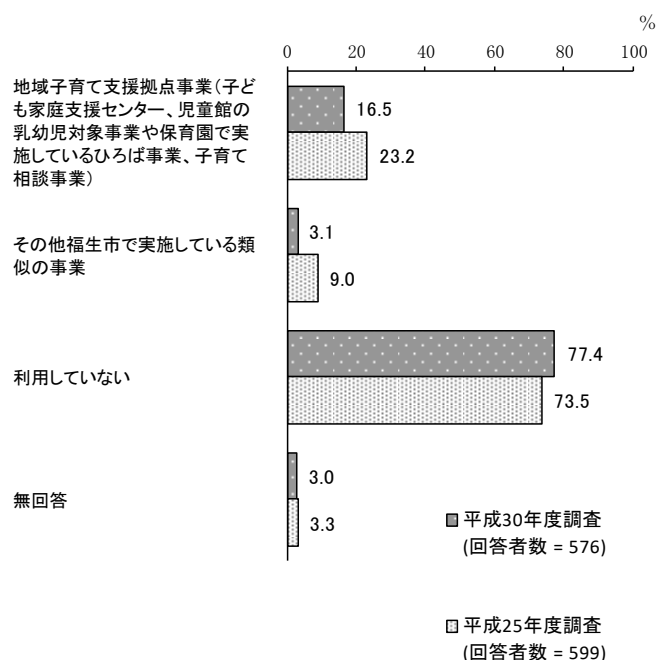


### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が77.4%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子ども家庭支援センター、児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業）」の割合が16.5%となっています。

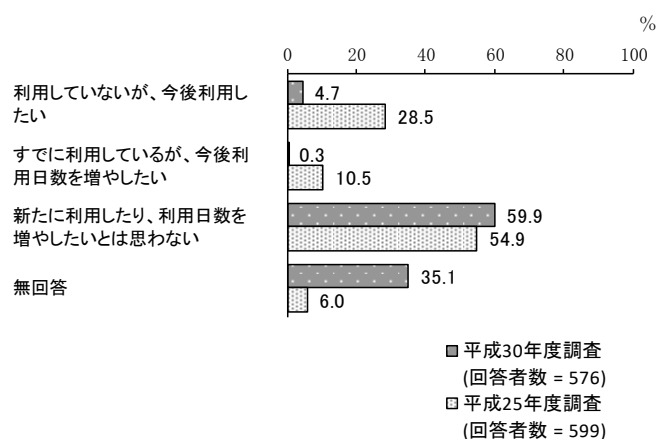
平成25年度調査と比較すると、「地域子育て支援拠点事業（子ども家庭支援センター、児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業）」「その他福生市で実施している類似の事業」の割合が減少しています。



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が59.9%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が減少しています。

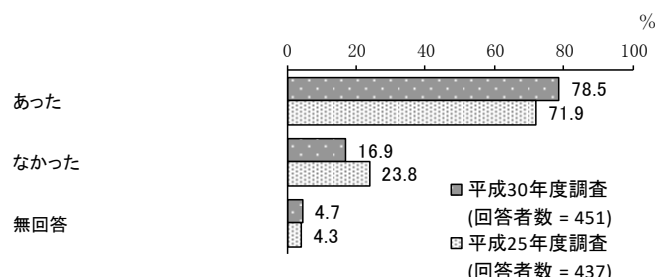


#### (4) 病気等の際の対応について

##### ① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が78.5%、「なかった」の割合が16.9%となっています。

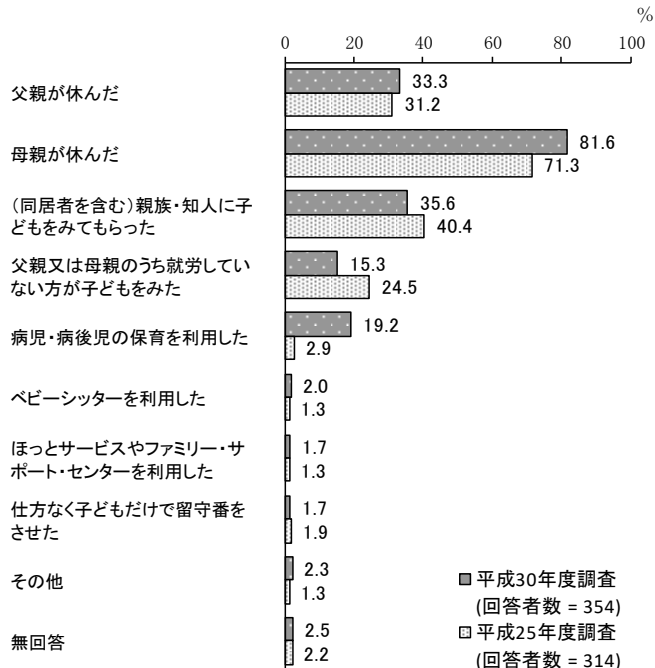
平成25年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。



##### ② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が81.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が35.6%、「父親が休んだ」の割合が33.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「母親が休んだ」「病児・病後児の保育を利用した」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

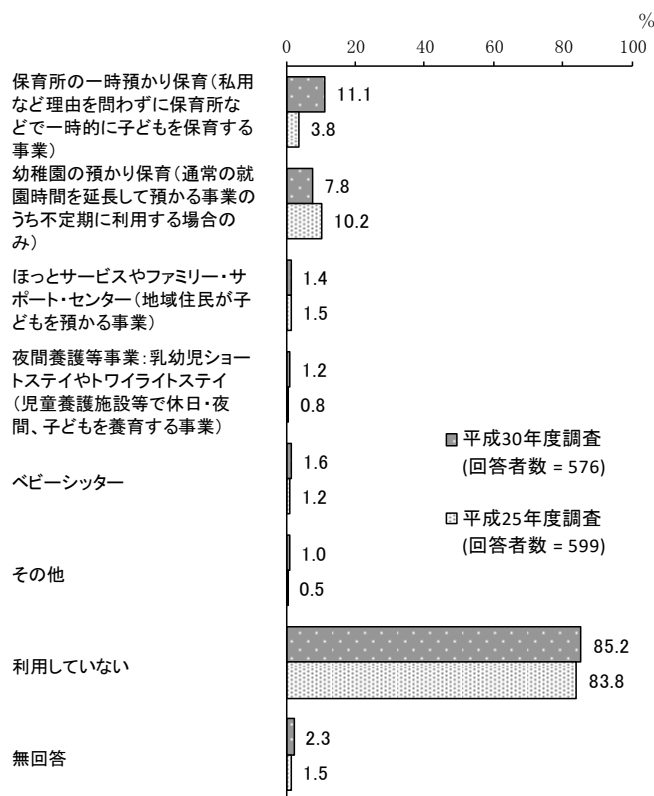


## (5) 一時預かり等の利用状況について

### ① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が85.2%と最も高く、次いで「保育所の一時預かり保育（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が11.1%となっています。

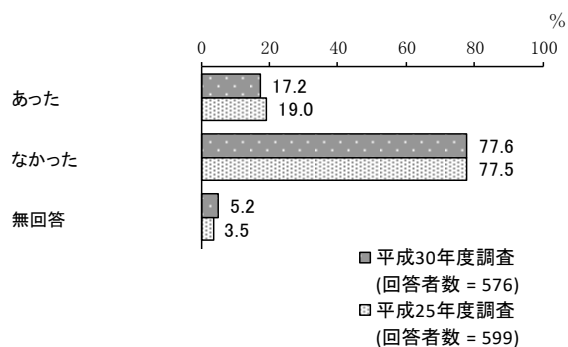
平成25年度調査と比較すると、「保育所の一時預かり保育（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が増加しています。



### ② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が17.2%、「なかった」の割合が77.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

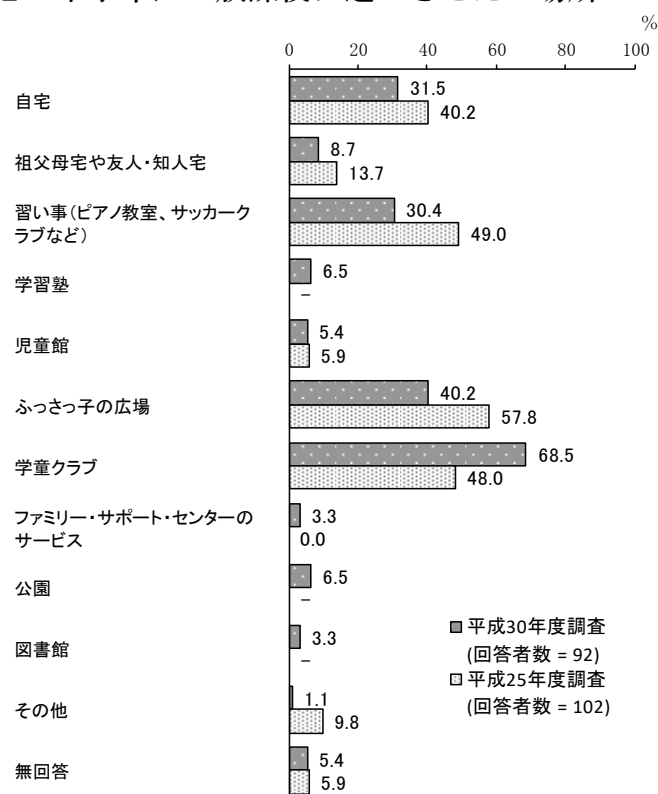


## (6) 小学校就学後の過ごし方について

### ① 就学前児童保護者の小学校就学後（低・中学年）の放課後に過ごさせたい場所

「学童クラブ」の割合が68.5%と最も高く、次いで「ふっさっ子の広場」の割合が40.2%、「自宅」の割合が31.5%となっています。

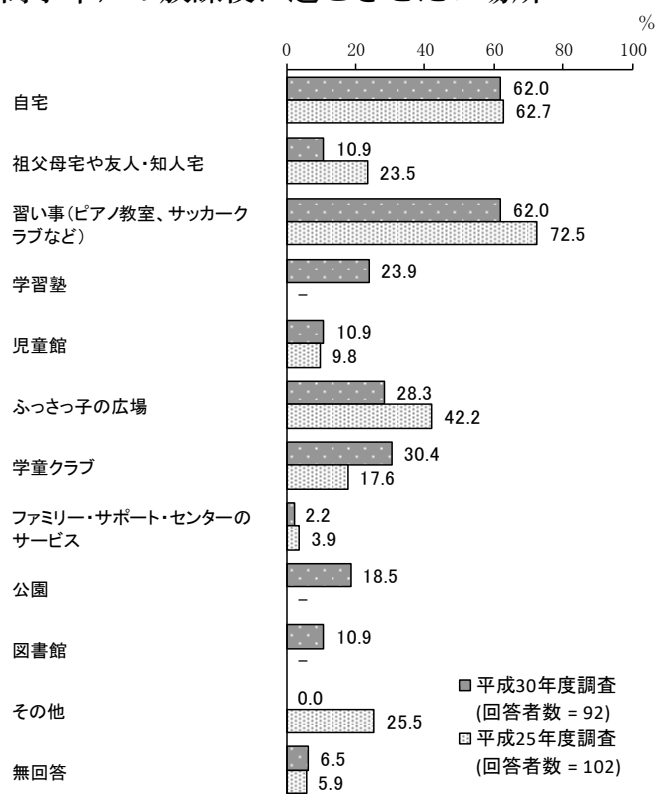
平成25年度調査と比較すると、「学習塾」「学童クラブ」「公園」の割合が増加しています。一方、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」「ふっさっ子の広場」の割合が減少しています。



### ② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が62.0%と最も高く、次いで「学童クラブ」の割合が30.4%となっています。

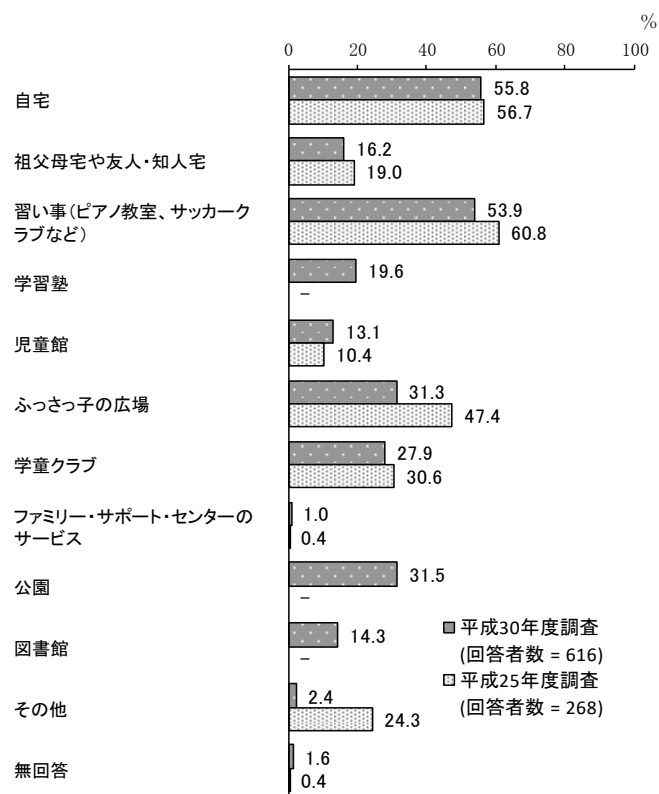
平成25年度調査と比較すると、「学習塾」「学童クラブ」「公園」「図書館」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」「ふっさっ子の広場」の割合が減少しています。



### ③ 小学生保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 55.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が 53.9%、「公園」の割合が 31.5%となっています。

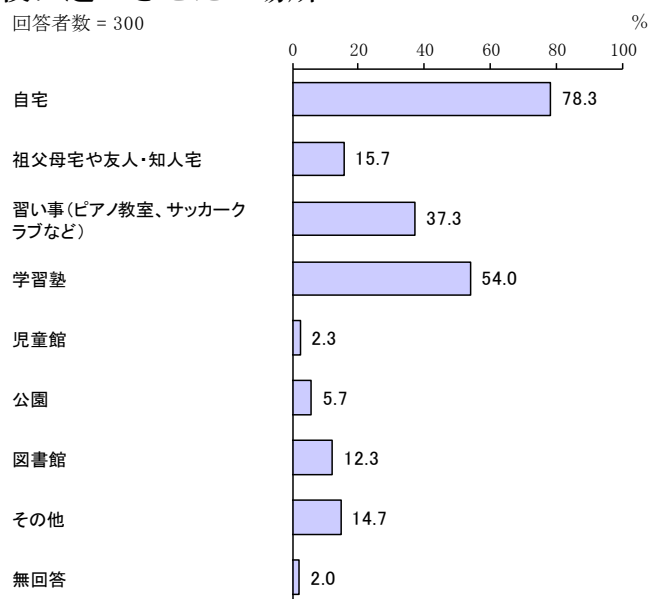
平成 25 年度調査と比較すると、「学習塾」「公園」「図書館」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」「ふっさっ子の広場」の割合が減少しています。



### ④ 中学生保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 78.3%と最も高く、次いで「学習塾」の割合が 54.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブなど）」の割合が 37.3%となっています。

回答者数 = 300



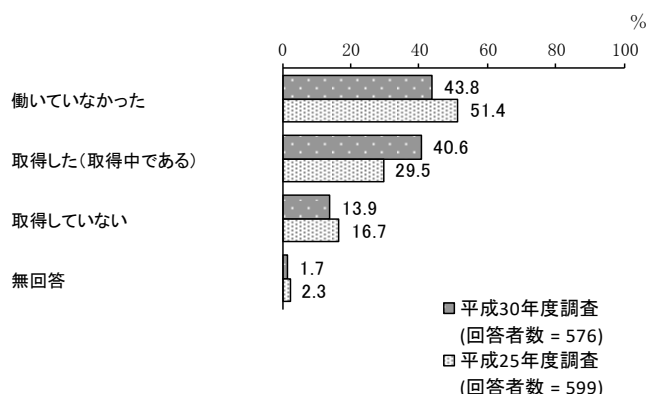


## (7) 育児休業制度の利用状況について

### ① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が43.8%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が40.6%、「取得していない」の割合が13.9%となっています。

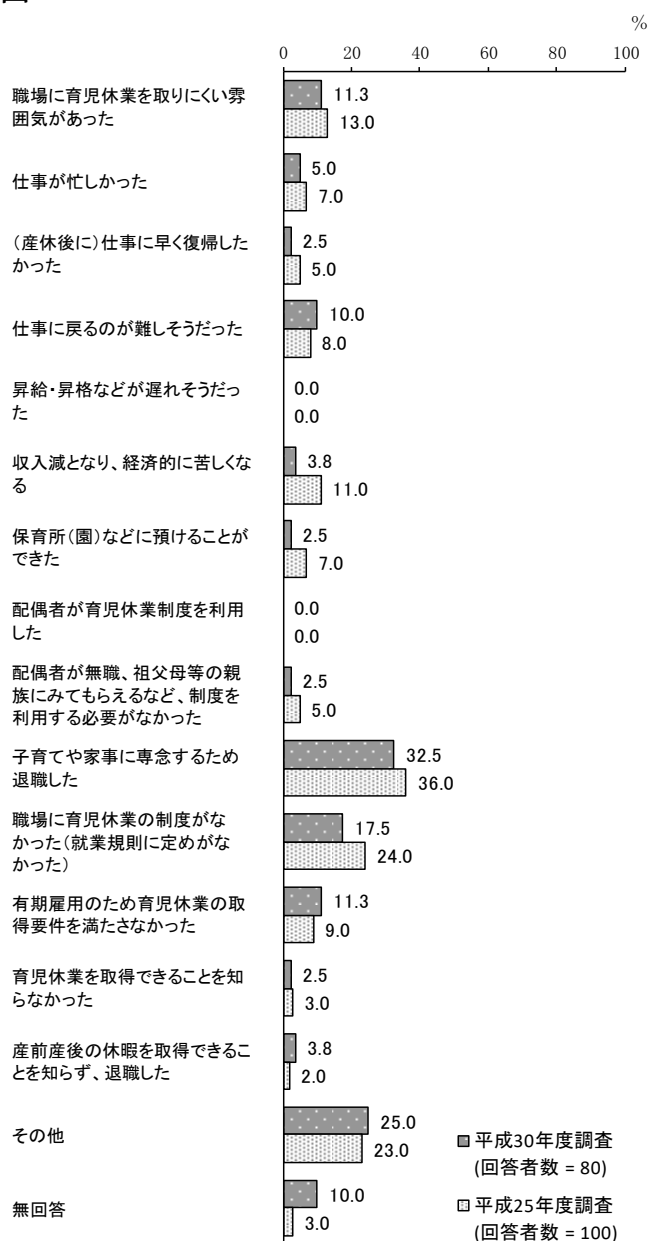
平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



### ② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が32.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が17.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が11.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。



## (8) 相談の状況について

### ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

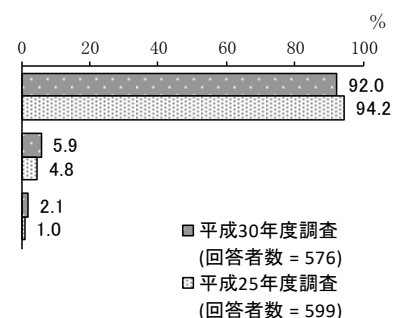
「いる／ある」の割合が92.0%、「いない／ない」の割合が5.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

いる／ある

いない／ない

無回答



### ② 小学生保護者の気軽に相談できる人の有無

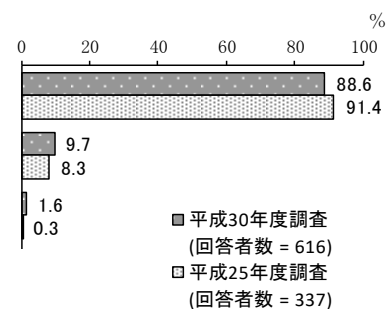
「いる／ある」の割合が88.6%、「いない／ない」の割合が9.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

いる／ある

いない／ない

無回答



### ③ 中学生保護者の気軽に相談できる人の有無

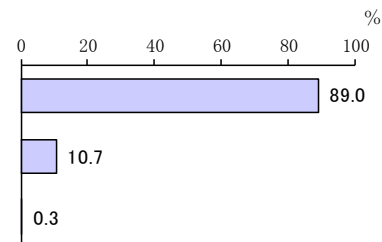
「いる／ある」の割合が89.0%と最も高く、次いで「いない／ない」の割合が10.7%となっています。

回答者数 = 300

いる／ある

いない／ない

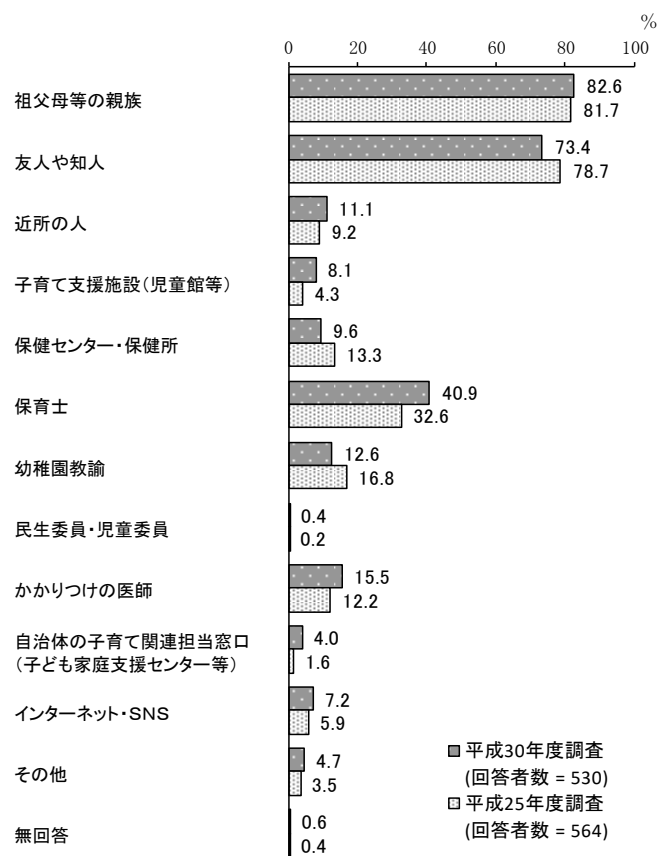
無回答



#### ④ 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が82.6%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.4%、「保育士」の割合が40.9%となっています。

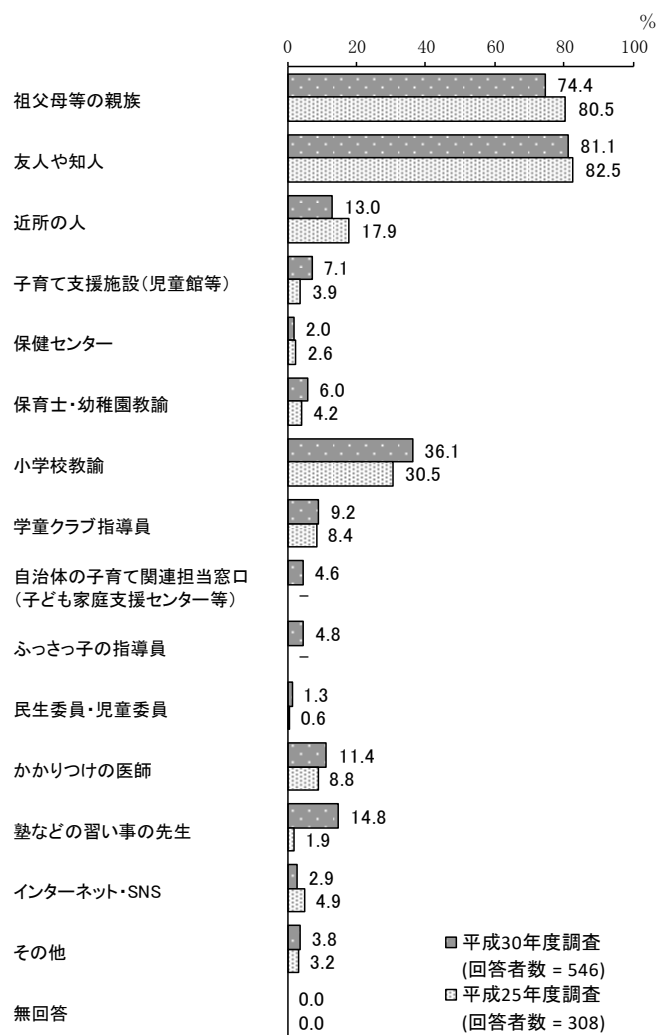
平成25年度調査と比較すると、「保育士」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。



### ⑤ 小学生保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が81.1%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が74.4%、「小学校教諭」の割合が36.1%となっています。

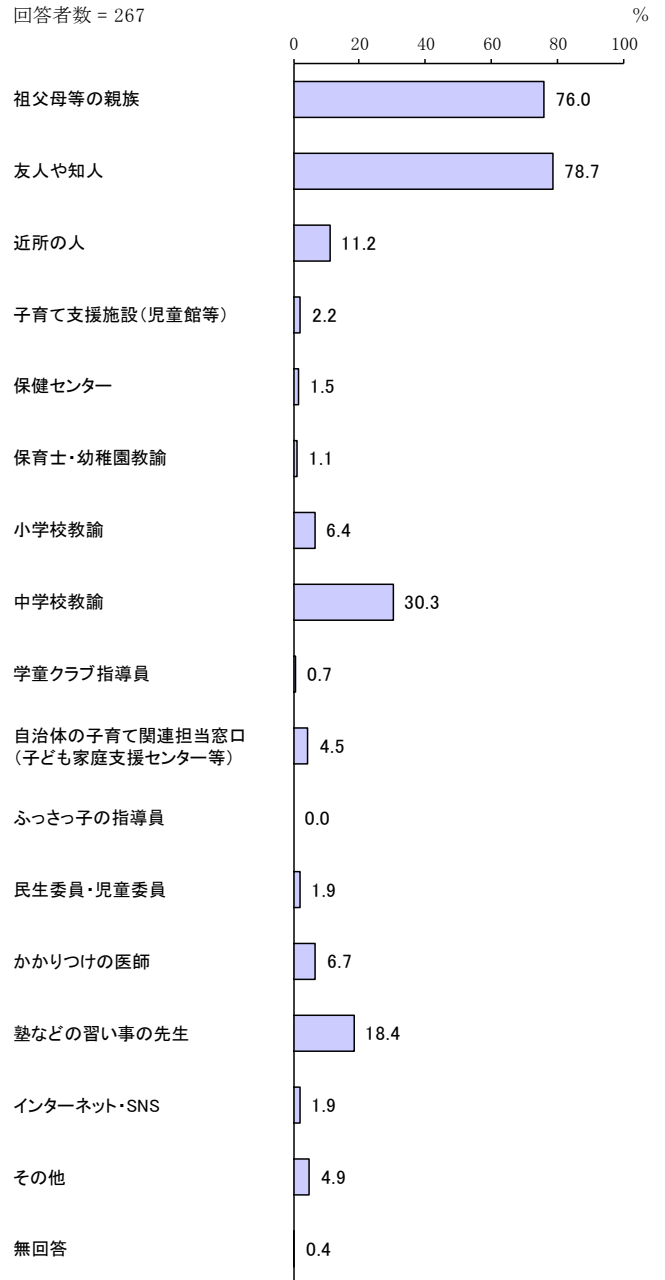
平成25年度調査と比較すると、「小学校教諭」「塾などの習い事の先生」の割合が増加しています。一方、「祖父母等の親族」の割合が減少しています。



## ⑥ 中学生保護者の気軽に相談できる相談先

回答者数 = 267

「友人や知人」の割合が78.7%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が76.0%、「中学校教諭」の割合が30.3%となっています。



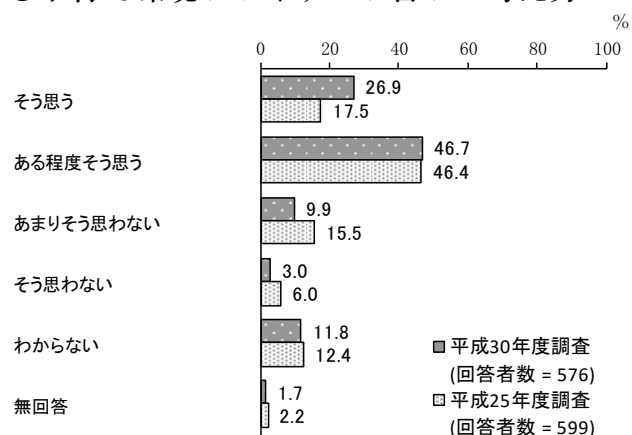
## (9) 子育て全般について

### ① 就学前児童保護者における地域に対する子育て環境がしやすいか否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が46.7%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が26.9%、「わからない」の割合が11.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「そう思う」の割合が増加しています。一方、「あまりそう思わない」の割合が減少しています。

子育てしやすいという理由として、子育て支援が盛んであるという意見がある一方で、子育てしやすいとは思わない理由として、医療費や都市整備についての意見がありました。

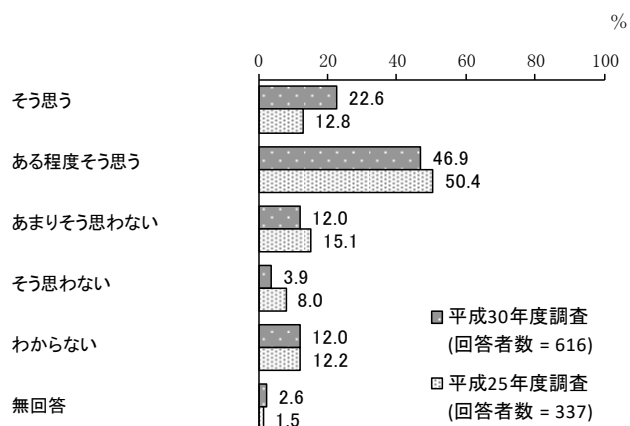


## ② 小学生保護者における地域に対する子育て環境がしやすいか否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が 46.9%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が 22.6%、「あまりそう思わない」、「わからない」の割合が 12.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「そう思う」の割合が増加しています。

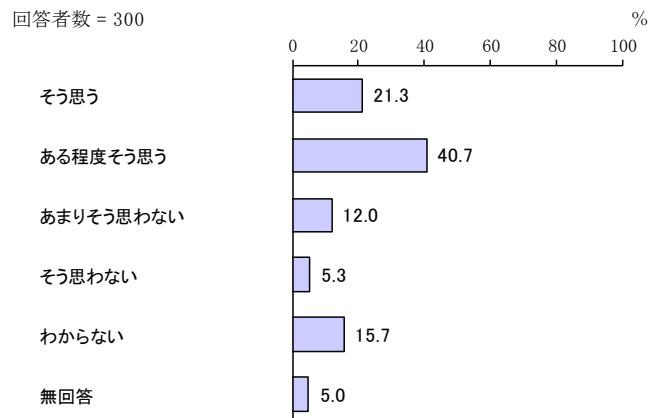
子育てしやすいという理由として、保育サービスや児童館、ふっさっ子の広場など、子育て支援が盛んであるという意見がある一方で、子育てしやすいとは思わない理由として、不審者情報や都市整備についての意見がありました。



## ③ 中学生保護者における地域に対する子育て環境がしやすいか否かの考え方

「ある程度そう思う」の割合が 40.7%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が 21.3%、「わからない」の割合が 15.7%となっています。

子育てしやすいという理由として、保育サービスやふっさっ子の広場など、子育て支援が盛んであり、地域活動がしっかりしているという意見がある一方で、子育てしやすいとは思わない理由として、障害に対する支援、学力についての意見がありました。



## (10) 子ども本人調査について

### ① 若者向けに福生市に必要な場所

若者向けにどんな場所がもっと福生市があればよいと思うかについて、小学生本人調査では、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が54.7%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が32.8%、「静かに勉強したり本が読める場所」の割合が29.4%となっています。

中学生本人調査では、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が45.7%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が30.0%、「インターネットが自由に使える場所」の割合が29.3%となっています。

単位：%

	件数	大きな音（楽器演奏など）を出してもよい場所	思いっきり身体を動かせる場所	気軽におしゃべりできる場所	自分のなやみ相談に乗ってくれる場所	趣味仲間が自由に集まれる場所	インターネットが自由に使える場所	静かに勉強したり本が読める場所	その他	特にない	無回答
小学生本人	296	16.2	54.7	25.3	9.8	32.8	25.7	29.4	11.8	7.8	3.0
中学生本人	300	18.3	45.7	20.3	4.3	30.0	29.3	19.3	12.3	14.7	5.3

※小学生本人調査・中学生本人調査



### 3 第1期計画の評価

計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課を中心に年度ごとに事業目標の設定、実施状況の確認、対策の実施を行いました。「福生市子ども・子育て審議会」では、施策の実施状況について点検・評価を行いました。また、結果については公表しました。

【第1期計画の評価】、【計画期間中の主な取組】は、平成27年度から平成30年度の事業目標の実施状況を総括し、基本目標単位で取りまとめました。

各事業の進捗評価（A評価：実施率90%以上 B評価：実施率50～90%未満 C評価：実施率50%未満 D評価：実施なし）については、直近となる平成30年度の評価を掲載しています。

#### （1）「基本目標1 家庭・地域における子育ての支援」について

【第1期計画の評価】

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、全ての子育て家庭への支援を求められていることから、子育ての孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見と適切な対応などの体制の整備を地域社会全体で支援してきました。

平成30年度において、目標全体では85事業のうち、平成30年度のA評価は75事業、達成率は88%（75事業/85事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は12%（10事業/85事業）、C評価はありませんでした。

【計画期間中の主な取組】

子ども家庭支援センターにおいて、「ふっさ子育てなんでも相談」など、身近な相談機関として、子どもと家庭から総合的な相談に応じて支援を行っています。更に、利用者支援事業として保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに相談に応じるなど相談体制の充実を図りました。また、子ども家庭支援センター、児童館、保育園において、子育てひろば事業を実施し、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行っています。また、児童虐待については早期発見や適切な対応を図るため、要保護児童等に対する支援体制を強化しています。

平成30年4月からは、新たな事業として、安心して子育てできる環境の充実を図るため、保健センターを一部改修し、「子育て世代包括支援センター」を開設しました。母子保健事業に関する専門知識を有する保健師や、臨床心理士等が常駐し、一人ひとりの状況に応じた、妊娠期から子育て期（主に未就学児）にわたる切れ目のないサポートを行っています。

ほかに、市内事業者とともに子育て家庭に経済的な支援を行う「子育て支援カード」を発行することで、子育て家庭を地域で応援しています。更に、自由参加型の放課後子ども教室である「ふっさっ子の広場」は、市内全7小学校で実施され、小学生の居場所となっています。

新たな事業として、医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援を実施するための保育園への看護師派遣や、テレビ電話の活用による多言語通訳サービスの実施、生活困窮世帯の子どもや被保護世帯の子どもに対する週1回の学習支援及び居場所の提供を実施しています。

#### 【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査・小学生調査において、身近に協力者がいない保護者の割合は1割前後となっています。また、未就学児調査では、子育てに関して気軽に相談できる先として、配偶者、祖父母等親族、友人や知人が上位となっていますが、5年前に比べ、保育士の割合が高くなっています。

世帯所得によって、子育て情報の提供への課題や、経済的な支援を強く求めるニーズも見られました。

今後は、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整えていく必要があります。

また、放課後の居場所に対するニーズが更に高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。

## (2)「基本目標2 母と子の健康を守り増進する」について

### 【第1期計画の評価】

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実するとともに、食育や思春期保健対策を推進してきました。

平成30年度において、目標全体では41事業のうち、平成30年度のA評価は38事業、達成率は93%（38事業/41事業）であり、おおむね高い達成率となっています。B評価は5%（2事業/41事業）、C評価はありませんでしたが、D評価は2%（1事業/41事業）でした。

### 【計画期間中の主な取組】

保健センターにおいて、パパママクラスや子育て教室等の親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場を更に充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実してきました。

平成31年4月から、産後に家族等の援助が受けられない産婦や乳児に対し、母親の身体的回復と心理的な安定等を促す「産後ケア事業」を開始しました。

更に、特別な配慮が必要な子どもについては、早期対応・早期療育につなげるため、乳幼児家庭全戸訪問事業等を通じ、保健・医療機関等関係機関と連携し、適切な対応が実施できるよう支援体制を強化していきました。

また、児童・生徒を取り巻く不登校などの様々な問題について、教育相談室、学校適応支援室、スクールソーシャルワーカー、アドバイザースタッフを活用することにより、総合的・専門的な支援を行い、児童・生徒の精神的健康の増進を図りました。

### 【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、子育て世代包括支援センターの相談事業及び巡回相談事業について、認知度・利用希望が低くなっているものの、事業が開始して年数がたっていないことも影響しています。

地域の子ども・子育て支援事業の実施に当たり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

また、子どもの健やかな育ちのために、現在実施している妊娠から出産、乳幼児期と連続した支援に加え、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供の強化や思春期保健事業の推進など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが必要です。そのためにも既存事業について多様な媒体を通じた周知啓発が必要です。

### (3)「基本目標3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり」について ――

#### 【第1期計画の評価】

保育所、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が求められており、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ってきました。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身に付けることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組んできました。

平成30年度において、目標全体では47事業のうち、平成30年度のA評価は42事業で、達成率は89%（42事業/47事業）となっています。また、B評価は9%（4事業/47事業）、C評価はありませんでしたが、D評価は2%（1事業/47事業）でした。

#### 【計画期間中の主な取組】

多様な保育サービスとして、市内認可保育所と小規模保育事業所における低年齢児保育の充実や、待機児童対策として一定期間継続的に児童を預かる定期利用保育を実施しました。また、平成28年度から平成30年度にかけて、4つの認可保育所を建て替え・改修し、定員を増やしました。こうした取組により、福生市では平成28年度から平成31年度まで4年連続で、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しています。

更に、平成27年度には市内で病児保育を開設、その後も対象年齢を拡大するなど充実を図り、令和元年度からは、待機児童となった0歳児から2歳児を対象に、保育園が決まるまでの間ベビーシッターを利用できる「ベビーシッター利用支援事業」を始めるなど、子育て中の保護者をサポートしていく取組を実施しています。

学齢期の子どもへの支援としては、保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう連携を図るとともに、臨床心理士による保育所・幼稚園、小学校への巡回相談等を実施しています。平成28年度からは、巡回相談を子ども家庭支援センターと合同で行うことにより、相談体制の更なる充実を図っています。

放課後対策としては、児童館内の学童クラブにおいて、夜8時までの延長育成を行っています。また、夏休みなどの長期休暇期間中は、午前7時30分から育成を行っています。

#### 【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加し、未就学児童をもつ母親の7割はなんらかの就労をしています。また、母親のパートタイム就労している1割はフルタイムへの転換見込みがあると回答しています。

更に、幼稚園・保育所・認定こども園等の無償化が実施された場合、「現在利用している教育・保育施設を継続して利用したい」が7割と高いものの、「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」が2割弱となっています。

また、小学生調査・中学生調査ともに、若者向けにどんな場所がもっと福生市にあればよいと思うかについて、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」となっています。

今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていくことが求められています。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

また、支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージに合わせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。

#### (4)「基本目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり」について

##### 【第1期計画の評価】

育児休業制度の普及等により、年度途中の保育所への入所希望は増える傾向にあるため、認可保育所の定員の増や認定こども園の新設を行い、保護者がスムーズに社会へ復帰できるよう子育て環境の充実を図り、子育てと仕事の両立が可能となる保育サービスの提供ができるよう努めてきました。

平成30年度において、目標全体では7事業のうち、平成30年度のA評価は6事業、達成率は86%（6事業/7事業）となっています。また、B評価は14%（1事業/7事業）、C評価はありませんでした。

##### 【計画期間中の主な取組】

産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、低年齢児保育の充実に取り組んでいます。平成28年度から平成30年度にかけて、4つの認可保育所を建て替え・改修し、低年齢児の定員を増やしました。こうした取組により、福生市では平成28年度から平成31年度まで4年連続で、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しています。

##### 【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて、「仕事と家庭生活の両立」が最も高く、小学生調査でも、上位となっています。

未就学児調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加しているものの、父親は変化なしという状況となっています。また、未就学児調査では、「育児休業制度が整っていれば、今後1年以上は在宅で子育てしたい」が3割弱と高くなっています。

引き続き、働きながら安心して子どもを育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を更に浸透させていくことが重要です。

## (5)「基本目標5 子どもにやさしいまちづくり」について

### 【第1期計画の評価】

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身に付けるための講演などを通して、安全安心なまちづくりを推進してきました。また、生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには街路灯を付けるなど、歩行者も自転車も安全に移動できる環境の整備に取り組んできました。

平成30年度において、目標全体では17事業のうち、平成30年度のA評価は16事業、達成率は94%（16事業/17事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は6%（1事業/17事業）、C評価はありませんでした。

### 【計画期間中の主な取組】

通学路見守り員の配置や防犯カメラによる見守りを実施するとともに、市内の道路照明等のLED化などに取り組んでいます。また、平成30年には市内全小学校の通学路について、小学校・学童クラブ等から点検の要望があった箇所について点検を行い、関係機関に改善を要望しました。

### 【第2期計画に向けた課題】

子育てしやすいまちだと思うかについて、5年前に比べ、「そう思う」の割合が、未就学児調査・小学生調査ともに高くなっています。

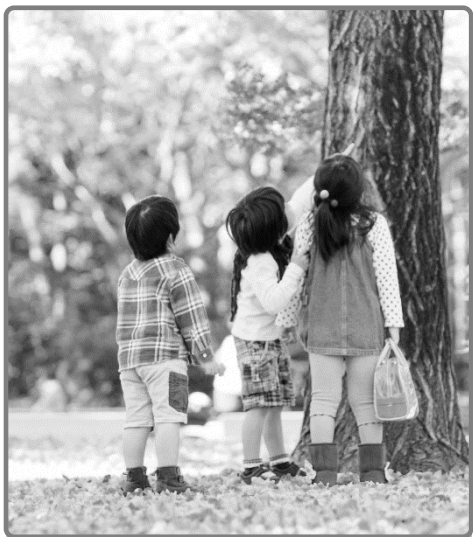
小学生調査では、子どもたちの安全・安心な学校での生活の充実のために、どのような防犯上の取組が必要だと思うかについて、「登下校の見守り」が6割弱と最も高くなっています。

未就学児調査では、他市町村への引っ越す予定がある回答が一定数あることから、都市づくりの観点からも、子育て支援策を検討していく必要があります。

今後、人口構造や情報化社会の進展など社会環境が大きく変化している中で、福生市の特性や今ある地域の資産の活用や、家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することが求められます。

## 1 基本理念

### 「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」



子どもは社会の希望、未来を創る力です。子どもの健やかな成長と子育てを支え、見守ることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の様々な世代の方々にも元気や安心をもたらしてくれます。

また、次代を担う子どもたちの存在は、まちの活性化や社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として喜びを感じながら成長していくことが大切です。

人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちの成長の根幹であり、財産であると言えます。次代を担う子どもの健全育成は、保護者の力だけでなく、地域の人たち・社会全体の力を合わせながら図られるべきです。

福生らしい個性と魅力、強みを生かしながら、生まれる前から乳幼児期、学齢期、そして青年期と、切れ目のない子育て支援を推進することにより、子どもたちが元気でにぎわいと活気のあるまちを生み出し、全ての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるように、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念として、子どもを安心して生み育てられ、次代を担う全ての子どもたちが、健やかに成長できる社会の形成を目指します。



## 2 基本的な視点

### (1) 全ての子どもの支援

子どもは、社会の希望、未来を創る力です。そのためにも、子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、全ての就学前児童の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### (2) 親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。そのために、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

### (3) 地域社会全体で子育ての視点

「全ての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における全ての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組むとともに、「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、多様化するライフスタイルや働き方に応じて、子どもを安心して生み育てることのできる社会の実現を目指します。

#### (4) 福生らしい個性と魅力を生かした子育て支援の視点

福生市は、自然、歴史、文化、産業など、掛け替えのない財産が豊富に存在する中、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。子育て支援においても、ふっさっ子の広場サポーター、学校支援サポーターなど、多くの地域住民との連携により、未来を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに育ててきました。

これらの資源の活用を図り、福生らしい個性と魅力を子どもたちに伝えていくことで、“ふっさっ子”が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、夢と希望のある営みへとつながっていく事業を推進します。

##### 「子どもの権利条約」の子ども4つの権利

- 生きる権利  
全ての子どもが命が守られること
- 育つ権利  
もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること
- 守られる権利  
暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- 参加する権利  
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

##### 「子どもの権利条約」の一般原則

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）  
全ての子どもが命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）  
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）  
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 差別の禁止（差別のないこと）  
全ての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

ユニセフ「子どもの権利条約」より

### 3 基本目標

#### 基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を充実させます。

#### 基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

#### 基本目標 3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、全ての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取組を推進します。

#### 基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

子どもの最善の利益を尊重し、全ての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

## 基本目標 5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進 —●

福生市では、福生市男女共同参画行動計画に基づき、全ての市民が、性別にかかわりなく、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。

特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、誰もが働きやすい仕組みを作ることが必要です。

また、働きながら安心して子どもを育てることができるように、子育て世帯への経済的支援とともに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスが取れる働き方を支援する取組を推進します。

## 基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備 —————●

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。



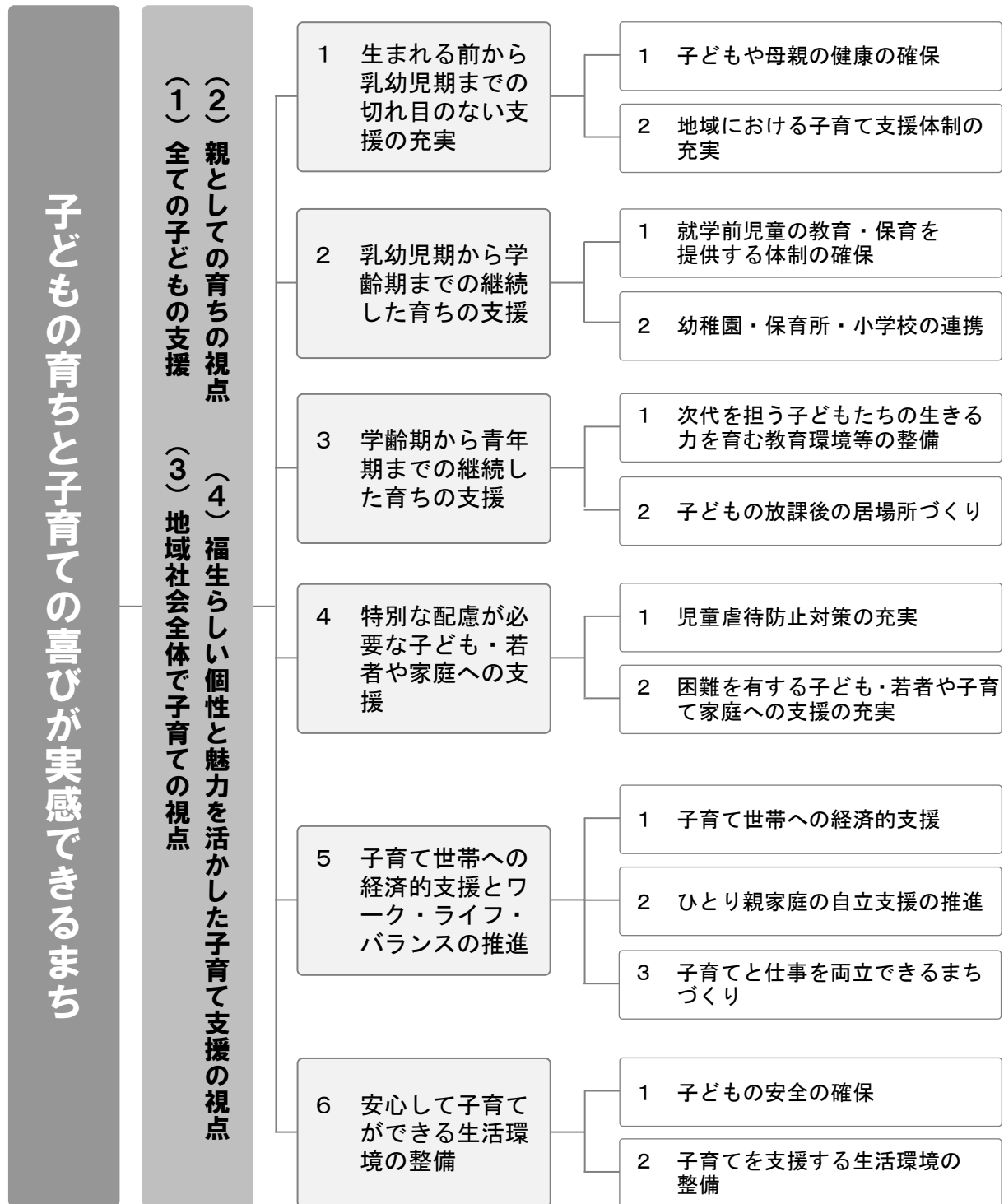
## 4 施策の体系

### (1) 体系図

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[施策の方向]



[基本施策]

基本施策 1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消  
基本施策 2 子どもや母親の健康づくり  
基本施策 3 食育の推進  
基本施策 4 小児医療の充実

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実  
基本施策 2 子育て支援のネットワークづくり  
基本施策 3 子育て情報の提供  
基本施策 4 相談機能の充実

基本施策 1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進

基本施策 1 幼稚園・保育所・小学校の連携

基本施策 1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成  
基本施策 2 思春期保健事業の推進  
基本施策 3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり  
基本施策 4 地域の教育力の向上  
基本施策 5 環境の浄化

基本施策 1 子どもの居場所づくり

基本施策 1 児童虐待防止策の充実

基本施策 1 障害児施策の充実  
基本施策 2 外国人家庭に対する対応  
基本施策 3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

基本施策 1 経済的負担の軽減

基本施策 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本施策 1 広報・啓発活動の推進  
基本施策 2 男性の子育て参加の推進  
基本施策 3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進  
基本施策 2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進  
基本施策 3 被害に遭った子どもの保護の推進

基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保  
基本施策 2 安全な道路交通環境の整備

## 施策の展開

### 基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

#### 施策の方向（1）子どもや母親の健康の確保・・・・・・・・

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、早期治療・療育につなげる取組を進めるとともに、妊娠期からの健康教育を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、生涯を通して健康な生活を送るために、他機関と連携しながら、望ましい食習慣を形成するための情報や学習の機会を提供し、食育の推進を図ります。更に、適切な歯磨きの仕方やよくかむことなど、歯と口くうの健康づくりの情報を周知し、むし歯予防対策等を進めていくとともに、母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、小児医療の体制強化を図ります。

#### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	訪問実施率	91.1%	増加
2	乳幼児健康診査の受診率	各種乳幼児健康診査の受診率	3か月児96.0% 6か月児83.0% 9か月児78.9% 1歳6か月児93.7% 3歳児93.2%	増加



## 基本施策1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。	継続	健康課
2	里帰り出産等の妊婦健診費用助成	里帰り等で、妊婦健康診査受診票が使用できない医療機関（助産所を含む。）で妊婦健康診査を受診した方に妊婦健康診査費助成金を交付します。	継続	健康課
3	パパママクラス	妊婦及び配偶者等を対象に出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
4	産前・産後支援ヘルパー事業	育児、家事等の支援を必要とする妊産婦のいる世帯に対して、家事等の援助を行うヘルパーの派遣を行います。	継続	子ども家庭支援課
5	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の心や身体相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
6	Welcome Baby ファイルキットの配布	子育て世代包括支援センターで母子手帳を交付する際、出生届のコピーを挟み込めるファイルキットを配布します。	継続	総合窓口課
7	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
8	低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の家庭を訪問し、発育、発達、育児に関する適切な指導・助言を行います。	継続	健康課
9	育児ギフト配布委託事業	妊娠届出をした妊婦及び転入した妊婦に対し、保健師が面接を実施して、出産・子育てに関する不安等を軽減するとともに、妊婦が出産した後の赤ちゃん訪問時に育児ギフトを贈呈します。	継続	健康課
10	産後ケア事業	出産後、家族等から家事、育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母親と赤ちゃんに対し、宿泊型、デイサービス型及びアウトリーチ型の産後ケア事業を実施し、産婦の心身のケア並びに育児のサポートを行います。	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
11	すくすくベビークラス	子どもの保護者を対象にすくすくベビークラスを開催し、知識の啓発と普及を図るとともに相談指導を行います。	継続	健康課
12	育児相談	乳幼児の保護者を対象に助産師、保健師、栄養士による育児相談を実施します。	継続	健康課
13	心理相談	1歳6か月・3歳児健康診査時等に臨床心理士による子ども相談を実施します。	継続	健康課
14	3歳児経過観察健康診査（子どもグループ）	幼児の発達を促すためにグループ活動の機会を設け、児の成長を観察しながら、適切な指導を行います。	継続	健康課
15	子育てモバイルサービス	予防接種、乳幼児健診などの子育て情報を提供します。生年月日などを登録すると予防接種スケジュールが自動作成され、接種日が近づくとメールでお知らせします。	継続	健康課
16	赤ちゃん・ふらっと事業	市内公共施設内に、授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄れるスペースを提供します。屋外イベント開催時には、簡易おむつ交換台などの備品を貸し出します。	継続	子ども育成課

## 基本施策2 子どもや母親の健康づくり

### 【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	母子保健連絡協議会	母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。	継続	健康課
2	母子健康手帳交付（再掲）	母子健康手帳交付時は、保健師が面接し、相談指導を実施します。また、母子健康手帳は、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載し、後の保健指導等の参考とします。	継続	健康課
3	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	健康課
4	妊婦歯科健康診査	母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施します。	継続	健康課
5	妊産婦・新生児訪問指導（再掲）	妊産婦の心や身体の相談及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
6	新生児等聴覚検査委託事業・新生児等聴覚検査費助成事業	新生児等が都内の指定医療機関で聴覚検査を実施した場合は検査費用の一部を市が負担し、里帰り出産等で、都外で実施した場合は検査費用の一部を助成します。	継続	健康課
7	産婦健康診査	産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に3か月児健康診査と同時に実施します。	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
8	乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談、発達の状況などを総合的に行い疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
9	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
10	乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査等で、発達に課題があると思われる乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
11	乳幼児歯科健康診査	乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、歯科健康教育、保健指導、予防処置を行い、虫歯のり患率を下げっていきます。	継続	健康課
12	体育館託児付き事業	託児付きの事業を開催し、保護者のストレス解消及び健康増進を図ります。	継続	スポーツ推進課
13	幼児体操教室	幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ（輪）、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催します。	継続	スポーツ推進課

### 基本施策3 食育の推進

#### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	食に関する相談・指導	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスの取れた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導（アレルギーなど）を実施します。	継続	健康課
2	離乳食教室	離乳食教室（前期・中期食：4か月～6か月、中期・後期食：7か月～1歳未満）を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。	継続	健康課

## 基本施策4 小児医療の充実

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	未熟児養育医療 給付事業	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	健康課
2	乳幼児医療費助 成制度	義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	子ども 育成課
3	小児医療の充実	乳幼児に対する医療の充実を図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請していきます。	継続	健康課

## 施策の方向（２）地域における子育て支援体制の充実・・・・・・・・

少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの不安や負担が増大していると言われます。子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

そのため、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、子ども家庭支援センター事業やファミリー・サポート・センター等の活動内容の充実に向けた取組をはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制の充実に努めます。

また、子どもや子育てに関するあらゆる相談を迅速・適切に対処できる体制づくりに努めるとともに、相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう各相談員の人員・資質両面での強化を図ります。その中で、子育て世代包括支援センター事業においては、妊娠初期から子育て期にわたり、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援の充実に努めます。

### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	ファミリー・サポート・センターの会員数	依頼会員・提供会員・両方会員	依頼会員 177人 提供会員 96人 両方会員 5人	増加
2	地域子育て拠点事業利用者数	地域子育て拠点事業利用者数	13,727人	増加

### 基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

#### 【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子育てサロン「はとぽっぽ」	福生市民生委員・児童委員協議会が行う取組を支援し、子育て中の保護者や妊娠中の方の悩みや不安を解消し、保護者同士がつながりを持てるようなサロンとなるよう、活動の充実・推進を図ります。	継続	社会福祉課
2	子育て支援カード発行事業	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
3	赤ちゃんはじめての絵本事業	生後3か月の乳児健診時に、絵本を贈呈するとともにボランティアによる読み聞かせを実施している事業で、親子のコミュニケーションの大切さを伝えるために読み聞かせを行います。	継続	子ども育成課
4	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	継続	子ども家庭支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり、地域で助け合いながら育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。より多くのニーズに応えるため、会員数のバランス均衡化を図り、相互援助活動の充実に努めます。	継続	子ども家庭支援課
6	地域子育て支援事業	児童館等身近な場所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座を実施します。	継続	子ども育成課 子ども家庭支援課
7	地域子育て支援拠点事業の実施	認可保育所や公共施設等を活用して、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行います。	継続	子ども育成課 子ども家庭支援課
8	保育室併設講座の実施	育児中の女性のための講座と、集団保育を通し幼児の成長発達を支える保育室事業を併せて実施します。	継続	公民館
9	託児保育付講座の実施	公民館事業に参加する機会を増やすために託児保育を付けた講座を実施します。	継続	公民館
10	子ども読書活動推進事業の実施	学校、地域、家庭と連携し、子ども読書活動推進事業を実施します。	継続	図書館
11	福祉センター機能の充実	児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進します。	継続	介護福祉課

## 基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	地域組織化事業	教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他福祉関係者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。	継続	子ども 家庭支援課

## 基本施策3 子育て情報の提供

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	子育て支援情報の発信	子育て支援情報の収集を行うとともに、ホームページや広報紙等の活用、パンフレットの作製などにより、情報発信の充実を図ります。	継続	関係各課
2	子育てハンドブックの配布	子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て支援情報の提供を行います。	継続	子ども 家庭支援課

## 基本施策4 相談機能の充実

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	各種相談事業の充実	保健福祉に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。	継続	福祉保健部  子ども 家庭部
2	子育てなんでも相談	市民が利用しやすい場所において、育児、発達、教育・保育等の子育てに関する様々な悩みや困りごとについての相談を受け、必要に応じて関係機関につなげる体制を整えます。	継続	子ども 家庭支援課
3	子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業 母子保健型）	妊産婦及び乳幼児の実情把握に努め、母子保健と子育て施策との一体的な支援を通じて、妊産婦、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
4	利用者支援事業 (特定型)	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに、子ども未就園児や保護者が保育施設や事業を円滑に利用できるよう窓口や電話で相談に応じるなどの支援を実施します。	継続	子ども 育成課



## 基本目標 2

## 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

### 施策の方向（1）就学前児童の教育・保育を提供する体制の確保・・・・・・・・

近年、少子高齢化に伴う核家族化の進行、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事やリフレッシュなどを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

福生市においても、こうした保育ニーズを適切に見込みながら対応していく必要があり、私立保育園や幼稚園、認定こども園、認可保育所の支援、また、プレ幼稚園や保育ママにいたるまで、低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、トワイライトステイ、障害児保育、病児・病後児保育等に係るサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスの向上に向けた取組を推進します。

#### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	待機児童数	各年4月1日おける待機児童数	0人	継続

### 基本施策1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進

#### 【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	認可保育所による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、児童の保育が必要な場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	継続	子ども育成課
2	低年齢児保育の充実	保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
3	一時預かり事業	保育園の空き定員や専用室を利用して、週3日以内、7時から18時の間で8時間以内の保育を実施します。	継続	子ども育成課
4	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時（1時間延長）までの延長保育を実施します。また、一部の保育所では20時（2時間延長）まで実施します。	継続	子ども育成課
5	休日保育事業	保護者が、休日での就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応するため、休日保育を実施します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	担当当課
6	病児保育	子どもが病気であるために保育所などに預けられないときに、病院等で保育をします。	継続	子ども育成課
7	病後児保育	保育所に通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施します。現在、福生保育園及びすみれ保育園の2か所で実施しています。	継続	子ども育成課
8	保育園の園庭・園舎開放	子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭・園舎を開放しています。	継続	子ども育成課
9	認証保育所事業	多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施します。	継続	子ども育成課
10	認証保育所利用者補助	認証保育所を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み補助します。	継続	子ども育成課
11	認定こども園	幼稚園と保育所が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる施設への移行及び設置を、ニーズ量に応じて支援します。	継続	子ども育成課
12	家庭福祉員制度（保育ママ）	おおむね3歳未満の児童を保育者（保育ママ）の居宅において保育するとともに、就労その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象とする事業を検討します。	検討	子ども育成課
13	プレ幼稚園事業	幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育です。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階（幼稚園教育課程）へ進むための保育を行います。	継続	子ども育成課
14	私立幼稚園	市内の私立幼稚園4園で、幼児の発達を促す適切な教育環境の下、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。	継続	子ども育成課
15	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育の充実を図ります。	継続	子ども育成課
16	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。	継続	子ども育成課
17	幼稚園における相談情報提供等事業	養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	継続	子ども育成課
18	幼稚園における一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、教育時間前後に一時的に幼稚園で保育ができるようにします。	継続	子ども育成課
19	乳幼児ショートステイの実施	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童を預かります。	継続	子ども家庭支援課
20	トワイライトステイの実施	保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童を預かる事業を検討します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
21	障害児保育の充実	軽度の障害児を健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進していきます。	検討	子ども育成課

## 施策の方向（２）幼稚園・保育所・小学校の連携・・・・・・・・

義務教育及びその後の学校教育の基礎を幼児期から培うことが重要です。

保育所・幼稚園・小学校は、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、保育所や幼稚園等と小学校が相互に教育内容を理解したり、子ども同士の交流を図ったり、指導方法の工夫改善を図ったりすることなどが求められています。

今後も、共働き世帯の「小1の壁」等の課題を踏まえ、学校段階等間の接続や臨床心理士の巡回相談などにより、幼稚園、保育所と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保します。

### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	幼稚園・保育園と小学校の交流回数	1園当たりの平均交流回数	3回	継続

## 基本施策1 幼稚園・保育所・小学校の連携

### 【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	保育所・幼稚園と小学校との連携	保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	充実	子ども育成課 教育指導課
2	学校段階等間の接続	低学年における教育全体について、教科間の関連を積極的に図り、就学前教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう、指導等の工夫や指導計画の作成を行います。	充実	教育指導課
3	臨床心理士等の巡回相談	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	継続	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課

### 基本目標 3

## 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

### 施策の方向（1）次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備・・・

子どもたちが、生活の場である家庭、学校、地域社会の中で様々な体験を通じて、生きていくための資質や能力を身に付けていけるよう、幼稚園、保育所、学校、地域社会、各種団体などが連携し、情報交換や相談体制、交流の場の整備を進め、子どもの健全な育成を目指します。そのためには、幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、市の特徴を生かした教育を推進します。

また、近年の子育て家庭の生活習慣は、保護者の健康に対する意識やライフスタイル、就労状況などによって乱れがちとなっています。また、アレルギー疾患の増加や、運動不足等による子どもの体力の低下といった身体の問題も生じています。更に、思春期になると、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、喫煙・飲酒をする子どもが増加傾向にあると見られ、加えて全国的にも子どもの薬物使用が増加していると言われており、思春期保健対策の充実が求められます。

また、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのメディアを通じて、性や暴力等、過激な情報の氾濫など、子どもを取り巻く危険性は複雑化・多様化しています。これらの有害環境への対策等を行いながら、子どもが健やかに心身ともに成長していくことができるよう支援していきます。また、子育て期の親の生活習慣の改善や健康についての意識向上を図ることなどにより、子どもが健やかに成長していけるよう支援していきます。

不登校の状況になった児童・生徒や家族、いじめ等の問題行動のある児童・生徒や家族に対しては、それぞれの状況に応じソーシャルワーカーなど専門相談を実施し、豊かな人間性を育むための支援を行います。

#### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問に対する肯定的回答の割合	「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問に対する肯定的回答の割合	79.1%	増加

## 基本施策1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	ICT推進委員会の設置	これからの予測が困難な時代において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、見いだした情報を活用しながら、他者と協働し、新たな価値の創造ができるよう、ICTを活用した授業を推進します。	新規	教育指導課
2	学校給食事業	更なる食育の推進や学校給食の目的の達成を目指し、安全・安心で、栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供します。	継続	学校給食課
3	食物アレルギー対応事業	食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、安全を第一に考慮した代替食等の対応を実施します。	継続	学校給食課
4	食育事業	児童生徒に「食」に関する適切な知識や健やかな食生活習慣を身に付けてもらうため、学校給食等において地場産物を積極的に使用します。 また、防災食育センター（新学校給食センター）の食育展示見学ホール（給食を調理している様子を2階から見学できるホール）や研修室等を活用して食育を推進します。	継続	学校給食課
5	身体の健康への理解	小学校に出向き、骨量を増やすことができる年代への骨粗しょう症予防意識づくりを行う「骨貯金教室」を実施し、将来、骨折や寝たきりを防ぐことにつなげていきます。また、夏休みには学童クラブに出向き、「出張健康教室」を実施します。	充実	健康課
6	ふっさっ子グローバルヴィレッジ	小学5・6年生及び中学生を対象に、異文化理解を深め、グローバル人材としての資質を高める事業を行います。	継続	生涯学習推進課
7	郷土資料室の小学生対象事業	小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。	継続	生涯学習推進課
8	心理相談員の配置	教育相談室に臨床心理士である心理相談員を7人配置し、心理的要因等に関する相談及び就学・転学等教育支援に関する相談についての充実を図ります。	継続	教育支援課
9	心の健康に関わる専門医の配置	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課
10	アドバイザースタッフの配置	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。	継続	教育支援課
11	学校適応支援室の活用	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。	継続	教育支援課
12	不登校対策事業	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組めます。	新規	教育指導課

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
13	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校の状況になった児童・生徒や問題行動等のある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	教育支援課

## 基本施策2 思春期保健事業の推進

### 【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	児童館での相談機能の充実	子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日頃から子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。	継続	子ども育成課
2	思春期に関する取組	思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。	継続	健康課
		思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。また、小中学校では、「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	教育指導課
3	アルコール防止教室	小学校へ出向き、飲酒が体に与える影響を啓発し、飲酒の防止に努めます。	継続	健康課
4	喫煙防止教室	小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。	継続	健康課
		小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。また、中学校では「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	教育指導課
5	薬物乱用防止啓発運動	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、薬物乱用防止に努めます。	継続	健康課
		学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	教育指導課
6	心の健康に関わる専門医の配置(再掲)	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課
7	教育相談室の臨床心理士等による学校の巡回	教育相談室の臨床心理士等が小・中学校を巡回し、教職員への助言や、保護者、本人との相談、必要によって関係機関との連携を図ります。	継続	教育支援課
8	アドバイザースタッフの配置(再掲)	不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。	継続	教育支援課
9	学校適応支援室の活用(再掲)	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。	継続	教育支援課
10	スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	不登校や問題行動等、学校への不適応状態にある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	教育支援課

### 基本施策3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

#### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	学校と家庭の連携推進事業	いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対して、家庭や地域全体で取り組む教育活動及び地域や学校の実態に即した効果的な取組を行います。	継続	教育指導課
2	学校支援地域組織事業	各小・中学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校の教育的ニーズと地域の力をよりつなぎ合わせることで、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで育み、地域全体で学校教育を支援していきます。 また、児童・生徒の豊かな学校生活の実現を目指す「コミュニティ・スクール」を支援していきます。	継続	生涯学習推進課

### 基本施策4 地域の教育力の向上

#### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	保護者（親子）対象子育て支援事業	地域子育て支援拠点で児童の保護者同士に交流の機会を提供し、啓発事業を通じて子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図ります。	継続	子ども育成課
2	青少年問題協議会事業	青少年の健全育成の施策について審議するとともに、指導・育成等に関する関係機関の連絡調整を図ります。	継続	子ども育成課
3	善行少年表彰事業	青少年の健全育成を図るため、その行為が他の模範となると認められるものを表彰します。	継続	子ども育成課
4	青少年の意見発表大会	中高生に日頃感じていることを自由に発表する場を提供することにより、市民の中高生の意識や行動に対する意識を深め、青少年健全育成の充実を図ります。	継続	子ども育成課
5	「家庭の日」図画作文コンクール	「家庭の日」に対する関心を高め、家庭の大切さを広く訴えることにより、青少年の健全育成を図ります。	継続	子ども育成課
6	ふっさ輝きフェスティバル	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	継続	生涯学習推進課
7	軽スポーツ&とん汁会	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	継続	生涯学習推進課



No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
8	青少年育成地区委員会事業	青少年地区委員会が青少年の健全育成活動を行うため、その活動を支援していきます。	継続	生涯学習推進課
9	子ども議会	子どもが地域や学校に対する意見、提案を発言できる機会を提供し、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、市政や地域への興味、関心を高めるために実施します。	継続	生涯学習推進課

## 基本施策5 環境の浄化

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	不健全図書等の隔離の推進	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の隔離設置の徹底を目指します。	継続	生涯学習推進課
2	夜間一斉パトロール事業	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	生涯学習推進課

## 施策の方向（２）子どもの放課後の居場所づくり・・・・・・・・

放課後等の子どもの居場所として、学校施設の活用、図書館事業など実施するとともに、児童館・公民館においても地域の住民と連携して、子どもの居場所としての機能拡充を図り、野外での遊びの場と機会を提供するなど、近所で利用できる野外事業等の継続・充実を図ります。

### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	学童クラブの入所児童数	入所児童数	746人	増加
2	ふっさっ子の広場のサポーターの参加人数	サポーターの参加人数	93%	増加

## 基本施策1 子どもの居場所づくり

### 【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	ふっさっ子の広場事業	学校施設を活用し、安全な見守りの下、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身に付け、子どもたち一人一人を健やかに育てていきます。また、学童クラブ事業との連携を図ります。	充実	生涯学習推進課
2	学童クラブ事業	小学生を対象に市内13クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入れを充実します。また、ふっさっ子の広場事業との連携を図るとともに公共施設の活用について検討します。	充実	子ども育成課
3	学童クラブの延長育成事業	市内全13クラブで実施します。	継続	子ども育成課
4	一体型放課後対策事業	「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童クラブとふっさっ子の広場とが、日常的に交流し、合同事業を行う一体型放課後対策事業を実施します。	新規	子ども育成課 生涯学習推進課
5	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
6	福生水辺の楽校	子どもたちの居場所でもある「川の志民館」を活動拠点とし、水辺の体験学習や環境学習を通じて、子どもたちが自然と環境の大切さを体感することができる機会の充実を図るとともに、豊かな人間性を育むために「福生水辺の楽校事業」を推進します。	継続	環境課
7	「子ども食堂」のあり方の検討	子どもたちへの食事や交流の場を提供する「子ども食堂」のあり方や、市内で活動している団体等との連携、支援等について検討します。	検討	子ども育成課
8	プレイパークの支援	子どもが創造力を活かして遊びを創り出す場や機会を提供するため、プレイパークを実施する活動団体への支援を行うとともに、その在り方や実施方法等について検討します。	充実	子ども育成課
9	公園・児童遊園の適正管理	維持管理方針を作成し、公園・児童遊園について適正な維持管理に努めます。	継続	施設公園課
10	児童館事業の充実	児童館の事業を充実し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進めます。	充実	子ども育成課
11	公民館事業の充実	公民館で実施する事業など通して、子どもの居場所づくりを進めます。	継続	公民館
12	体育館事業の充実	体育館の事業等を通して、子どもの居場所づくりを進めます。	継続	スポーツ推進課
13	図書館事業の充実	おはなし会、乳幼児タイム、人形劇などの子ども向けサービスを通して子どもの居場所づくりを図ります。また、図書館ホームページ等を利用した児童・生徒への図書館情報の発信を行います。	継続	図書館

## 基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

### 施策の方向（1）児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じる事ができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難を伴う場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組めます。

支援を必要とする子どもとその家庭に対して総合的な相談を行い、育児不安・児童虐待などの問題について、関係機関等と連携しながら必要な情報の交換や、支援内容の協議を行います。更には、市民を対象として、児童虐待の理解を深めてもらう取組も行っています。

#### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	子ども家庭支援センターにおける新規児童虐待相談件数	新規児童虐待相談件数	50件	減少

### 基本施策 1 児童虐待防止対策の充実

#### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業 母子保健型）（再掲）	妊産婦及び乳幼児の実情把握に努め、母子保健と子育て施策との一体的な支援を通じて、妊産婦、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	継続	健康課
2	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
3	児童虐待防止のネットワークづくり	要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。	継続	子ども家庭支援課

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
4	児童虐待防止マニュアル等の活用	児童虐待への対応マニュアルを作成し、またポスター等を配布・掲示することで虐待防止に努めます。また、市民向けの児童虐待等防止のためのリーフレットを用いて児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	継続	子ども 家庭支援課
5	育児支援家庭訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、職員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、家事等の援助についてはヘルパーを派遣し、見守りが必要な妊婦や家庭に対する支援の充実を図っていきます。	継続	子ども 家庭支援課

## 施策の方向（２）困難を有する子ども・若者や子育て家庭への支援の充実・・・

心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、各児の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつ分かりやすく周知し、それぞれの子どもに適したサービスを受けられるようにします。

また、外国籍の子どもが、言葉や文化の違いについて不安にならないように、子どもやその家族に対して支援をすることが必要です。言葉や文化の違いやコミュニケーション不足から生じる問題に対して、当該児童・生徒の実態に合わせ、日常生活で必要な日本語指導を行っています。

子どもの貧困問題では、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、全ての子どもの学びが保障されるよう、就学前教育・保育の充実を図ります。

ノートやひきこもり等で悩む本人や家族に対しては、それぞれの状況に応じ専門相談を実施し、自立に向けた支援や若年者向けの就労支援を行います。

### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	教育・保育施設での障害児の受入れ率	受入数／希望者数	100.0%	継続

## 基本施策 1 障害児施策の充実

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行い、市やサービス事業者との連絡調整等を行います。	新規	障害福祉課
2	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	継続	障害福祉課
3	放課後等デイサービス	学校に通学している障害児に対して、放課後、休日、夏休み等の長期休暇中に生活力向上のために必要な訓練、社会性を養う支援を行います。	継続	障害福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
4	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	継続	障害福祉課
5	短期入所サービス	障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に、施設等に短期入所することができます。	継続	障害福祉課
6	補装具費の支給	身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	障害福祉課
7	日常生活用具給付事業	在宅の障害者（児）に特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。また、視覚障害者に点字図書、デージー図書、大活字図書を給付することにより、情報入手を容易にします。	継続	障害福祉課
8	住宅設備改善費給付事業	重度身体障害者（児）に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。	継続	障害福祉課
9	日中一時支援事業	介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護ができないとき、日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	継続	障害福祉課
10	重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴することが困難な在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。	継続	障害福祉課
11	身体障害児入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に、福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の負担軽減を図ります。	継続	障害福祉課
12	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	継続	障害福祉課
13	おむつ等助成事業	常時が床の状態又はこれに準ずる状態の障害者（児）におむつ等を助成します。	継続	障害福祉課
14	タクシー費用及び自動車ガソリン費用助成事業	障害者（児）が日常生活の利便及び拡大を図るために利用するタクシー又は自動車について、それらに係る費用の一部を助成します。	継続	障害福祉課
15	小児精神病医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	継続	障害福祉課
16	小児慢性特定疾病医療費支給	小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の者に対し医療費の一部を支給します。	継続	障害福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
17	テレビ電話手話通訳サービス	聴覚障害がある方に対し、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話手話通訳サービスを行います。	新規	障害福祉課
18	障害児相談事業	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	継続	子ども育成課
19	臨床心理士等の巡回相談（再掲）	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	継続	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課
20	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、小・中学校における特別支援教育の一層の充実を図ります。	継続	教育支援課
21	教育・保育施設での障害児の受入れ	幼稚園、認定こども園、保育所では、集団生活になじむことが可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	継続	子ども育成課
22	学童クラブの障害児受入れ	全ての学童クラブにおいて、集団生活になじむことが可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れます。	継続	子ども育成課
23	児童館における障害児対象事業	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子がともに成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	継続	子ども育成課
24	講演会（発達障害）	発達障害に関する特性や行動を理解し、対応する方法を学ぶ講演会を開催し、発達障害への理解を進めます。	継続	健康課
25	医療的ケア児支援事業（保育園）	特別な支援を必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な保育を受けられる環境を整備します。	継続	子ども育成課
26	医療的ケア児支援事業（小学校・学童クラブ）	特別な支援を必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な教育を受けられる環境を整備します。	継続	子ども育成課 教育支援課



## 基本施策2 外国人家庭に対する対応

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	多言語によるパンフレットの作成	外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。	継続	全課
2	テレビ電話多言語通訳サービス	日本語を話すことができない外国の方に対して、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話多言語通訳サービスを行います。	継続	総合窓口課 障害福祉課 健康課
3	外国籍保護者のための日本語通訳事業	日本語能力の不十分な外国籍保護者に対して、通訳者を配置し、母国語で相談・支援を実施します。	継続	健康課 子ども家庭支援課 教育支援課
4	日本語適応指導事業	日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語適応支援員を配置する等して、ニーズに応じた支援を行います。	継続	教育指導課

## 基本施策3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	児童育成手当（育成手当）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
2	児童育成手当（障害手当）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
3	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）に対し、健康保険診療の自己負担額の全部又は一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
5	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	子ども家庭支援課
6	母子及び父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	子ども家庭支援課
7	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、2年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の促進給付金を支給して経済的支援を行います。	継続	子ども家庭支援課
8	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
9	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
10	通学援助費支給事業	固定学級、通級指導学級、日本語学級、学校適応支援室入級者に対し通学援助費を支給します。	継続	教育支援課
11	修学旅行等補助金交付事業	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	教育支援課
12	不登校対策(再掲)	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組みます。	新規	教育指導課
13	ひきこもり支援	東京都の「ひきこもりサポートネット」の周知を図るとともに、 <b>訪問相談を受け付けます。</b>	継続	健康課
14	若者の就労支援	<b>働くことに悩みを抱えている若者を対象に、関係機関と連携して、就労に向けた支援を行います。</b>	新規	社会福祉課
15	自殺対策	令和元年度に策定した福生市自殺対策計画に基づき、自殺総合対策の基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることがない社会の実現」を目指します。	新規	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課	
16	子どもの貧困対策				
	(1)	「子ども食堂」のあり方の検討(再掲)	子どもたちへの食事や交流の場を提供する「子ども食堂」のあり方や、市内で活動している団体等との連携、支援等について検討します。	検討	子ども育成課
	(2)	子どもの学習支援事業(再掲)	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課
	(3)	受験生チャレンジ支援貸付	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	社会福祉課
	(4)	入学資金融資制度	大学、高等学校、専修学校等に入学しようとする方の保護者に対し、入学時に必要な資金について特定金融機関に融資をあっ旋します。	継続	教育総務課
(5)	就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業	小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・給食費・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	教育支援課	

## 基本目標 5

## 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

### 施策の方向（1）子育て世帯への経済的支援・・・・・・・・

少子高齢化や単身化が更に進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てに係る経済的負担が増大していると言えます。

貧困による格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、心身ともに健やかに育成され、一人一人が夢や希望が持てるよう子どもとその家庭を支援することが必要です。

今後も、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

#### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	子育てに係る経済的な負担が大きいと感じる割合	保護者が、子育てに係る経済的な負担が大きいと感じる割合	就学前児童34.9% 小学生36.0%	減少

### 基本施策 1 経済的負担の軽減

#### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	特定不妊治療費助成金	特定不妊治療の経済的な負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。	継続	健康課
2	子育て支援カード発行事業（再掲）	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	子ども育成課
3	未熟児養育医療給付事業(再掲)	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	健康課
4	児童手当	中学校修了前(15歳に到達した年度末まで)の子どもを養育している方に支給します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
5	児童育成手当 (育成手当)(再掲)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母(父又は母に一定の心身障害がある場合を含む。)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
6	児童育成手当 (障害手当)(再掲)	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
7	児童扶養手当 (再掲)	18歳に到達した年度末までの子ども(一定の心身障害を有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父又は母(父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
8	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	子ども育成課
9	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前(6歳に到達した年度末まで)の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。(所得制限なし)	継続	子ども育成課
10	義務教育就学児医療費助成制度	小学1年生から中学3年生(6歳に到達した年度始めから15歳に到達した年度末)までの子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、健康保険診療の自己負担額のうち1回200円(上限額)は本人の負担となります。(所得制限なし)	継続	子ども育成課
11	育成医療費助成制度	18歳未満の児童で、一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります。(所得に応じた自己負担上限額、及び所得制限あり)	継続	子ども育成課
12	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に通園する園児の入園料及び保育料の一部を、所得に応じて助成します。	継続	子ども育成課
13	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。	継続	子ども育成課
14	認証保育所利用者補助	認証保育所を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を運営費の委託料に含み補助します。	継続	子ども育成課
15	就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業 (再掲)	小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・給食費・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	教育支援課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
16	通学援助費支給事業（再掲）	固定学級、通級指導学級、日本語学級、学校適応支援室入級者に対し通学援助費を支給します。	継続	教育支援課
17	修学旅行等補助金交付事業（再掲）	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	教育支援課
18	子どもの学習支援事業（再掲）	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課
19	受験生チャレンジ支援貸付（再掲）	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	社会福祉課

## 施策の方向（２）ひとり親家庭の自立支援の推進・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	ひとり親家庭就労支援事業実施状況	ひとり親家庭の母又は父の職業能力の開発及び向上に資するための経済的支援や就労支援を行い、資格を生かした職に結び付け、自立を支援する	8件	増加

## 基本施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	児童育成手当（育成手当）（再掲）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
2	児童育成手当（障害手当）（再掲）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
3	児童扶養手当（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）に対し、健康保険診療の自己負担額の全部又は一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
5	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭であって、家事又は育児等の日常生活に支障を来している家庭にホームヘルパーを派遣します。	継続	子ども育成課
6	ひとり親家庭相談（再掲）	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	子ども家庭支援課
7	母子及び父子福祉資金貸付事業（再掲）	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	子ども家庭支援課
8	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、1年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の促進給付金を支給して経済的支援を行います。	継続	子ども家庭支援課
9	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課
10	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業（再掲）	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	子ども家庭支援課



## 施策の方向（3）子育てと仕事を両立できるまちづくり・・・・・・・・

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発など、働き方の見直しに向けた様々な取組を推進します。

また、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取組ます。

### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	育児休業取得率	市民アンケートにおける父親、母親の育児休業取得率	父親6.9% 母親40.6%	増加
2	0歳、1歳児保育の定員数	保育所の0歳、1歳児保育の定員数	326人	拡充

## 基本施策1 広報・啓発活動の推進

### 【主な取組】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実	ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や市民に情報提供するとともに、講座等を実施し啓発を行います。	継続	協働推進課
2	子育て支援、男女共同参画促進のための事業の実施	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた事業の充実を図ります。	継続	公民館

## 基本施策2 男性の子育て参加の推進

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	パパママクラス (再掲)	妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
2	父親参加型事業 の実施	父親の子育て参加の推進を目的にし、児童館等で父親参加型の事業を実施します。	継続	子ども 育成課

## 基本施策3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	低年齢児保育の 充実(再掲)	保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	子ども 育成課
2	低年齢児保育の 拡大	産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、小規模保育事業を開設することにより、定員増を目指します。	継続	子ども 育成課

## 基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備

### 施策の方向（1）子どもの安全の確保・・・・・・・・

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力が低下しており、その再生が求められています。そのためには、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、交通安全や防犯、見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

安全なまちづくりに向け、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進したり、地域住民による見守りやパトロール等の支援体制を強化していきます。

また、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

#### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	「防犯まちづくり」に関する満足度	市の「防犯まちづくり」施策に満足している市民の割合	17.1%	増加

### 基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

#### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育所等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施します。	継続	安全安心まちづくり課
2	交通安全指導の充実	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用し、各学校における交通安全指導の充実を図り、交通安全に関わる実践的態度の改善を図ります。	継続	教育指導課
3	通学路の見守り体制の推進	児童等の登下校中の安全確保のため、通学路における見守りを、ボランティアの取組とともにシルバー人材センターに委託して実施します。また、見守り活動を補完する防犯カメラを適切に管理します。	継続	教育総務課

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
4	通学路点検の実施	学校、保護者及び警察と関係する部署により、通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。	継続	安全安心 まちづくり課 道路 下水道課 教育総務課

## 基本施策2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	通学路等の防犯活動の推進	子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯対策の強化に取り組めます。	継続	安全安心 まちづくり課
		子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、登下校時に見守り員を配置して通学路を巡回するほか、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯活動を推進します。	継続	教育総務課 教育指導課
2	安全啓発活動の推進	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用した、安全教育を充実します。	継続	教育指導課
3	不審者情報等の提供	携帯電話を利用した自治体情報やファクシミリを通じて学校等子どもに関する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。また、不審者情報があったときには、パトロールを実施します。	継続	安全安心 まちづくり課
4	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、市民へ犯罪に関する情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を推進します。	継続	安全安心 まちづくり課
5	薬物乱用防止啓発運動（再掲）	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、薬物乱用防止に努めます。	継続	健康課
		また、学校における「保健」の授業の中で薬物乱用防止について学習します。	継続	教育指導課
6	不健全図書等の隔離の推進（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の隔離設置の徹底を目指します。	継続	生涯学習 推進課
7	夜間一斉パトロール事業（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、警察署の指導を得て、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	生涯学習 推進課

### 基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

#### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	被害児童のカウンセリング	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対する心理的ケア、保護者に対する助言等、関係機関と連携し支援を行います。	継続	子ども 家庭支援課

## 施策の方向（２）子育てを支援する生活環境の整備・・・・・・・・

平成31年3月に「福生市住宅マスタープラン」を改定し、子育て世代の定住を促し、愛着を持って永く住み継がれるよう、子育てしやすい住宅を整備するとともに魅力あるまちづくりを進めています。

また、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、「第3期福生市バリアフリー推進計画」に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存施設については、ベビーカーでの親子連れや、障害者が利用しにくい道路や交通機関、公共施設などバリアフリー化を進めます。

更に、子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良など安全な道路交通環境の整備を進めます。

### ■成果指標

No	指標	指標の説明	現状	方向
1	住宅や住環境が子育てしやすいと感じる割合	住宅と住環境ともに良いと回答した割合	34.0%	増加

## 基本施策1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	良質なファミリー向け住宅の供給誘導	子育て世帯が住みやすい賃貸物件を増やしていくため、民間事業者に向け活用できる補助制度の検討や情報提供を行い、子育てに適した住宅の建設を誘導します。	継続	まちづくり計画課
2	住宅取得の支援	子どものいる子育てファミリー世帯は、子どもが小中学校に就学する段階でより広い住宅を求めて市外へ転出する傾向にあります。福生市に長く住み続けてもらうために、住宅取得に係る助成や既存住宅の改修補助等について検討します。	継続	まちづくり計画課

## 基本施策2 安全な道路交通環境の整備

### 【 主な取組 】

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	歩道の整備	子どもや高齢者、障害者など、全ての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。	継続	道路 下水道課
2	防犯灯の整備	夜間、安心して外出できるよう防犯灯の整備を行います。	継続	道路 下水道課

# 教育・保育及び地域子ども子育て支援 事業の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動する



ことが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、福生市では福生市全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を見ていくものとします。



## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	380	374	368	361	356
1歳	353	372	366	360	353
2歳	339	340	358	353	346
3歳	398	334	335	353	348
4歳	403	392	330	330	348
5歳	388	401	390	328	329
6歳	400	382	396	385	324
7歳	360	398	382	395	384
8歳	401	359	397	380	393
9歳	421	402	359	398	381
10歳	414	423	403	360	399
11歳	441	418	426	406	363

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

#### (1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

##### ① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」に追加や緩和がされています。

#### 新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること。

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

##### ①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。

##### ②妊娠、出産

##### ③保護者の疾病、障害

##### ④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

##### ⑤災害復旧

##### ⑥求職活動

- ・起業準備を含む。

##### ⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む。

##### ⑧虐待やDVのおそれがあること。

##### ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。

##### ⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

長時間（主にフルタイムの就労を想定）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

## ② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 64時間以上				タイプE'		
	64時間未満		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
  - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
  - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上+月 64~120 時間)
  - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満)
  - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
  - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上+月 60~120 時間)
  - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満)
  - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

## (2) 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業については、全国共通で見込み量の算出を行います。

### 【 教育・保育 】

	対象事業 (認定区分)		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定 専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定 ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳

### 【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
2	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ及びトワイライトステイ）	全ての家庭	0～5歳
5	地域子育て支援拠点事業	全ての家庭	0～2歳
6	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
7	（保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
8	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
9	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	全ての家庭	0～5歳 1～6年生
10	利用者支援事業	全ての家庭	
11	妊婦健康診査事業	全ての妊婦	
12	乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児が いる全ての家庭	
13	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	

### (3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

#### ステップ 1

##### ～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ（A～F）进行分类します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

#### ステップ 2

##### ～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型から更に、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

#### ステップ 3

##### ～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

#### ステップ 4

##### ～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

#### ステップ 5

##### ～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

#### ステップ 6

##### ～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年のニーズ量が算出されます。

注) 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件の下、補正を行っています。

注) ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数に掛け合わせて算出した数値

## 4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。市内には4園の私立幼稚園があります。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には、合計13の認可保育所があります。

この他に、幼稚園、保育所の両方の機能を備え、就学前の教育・保育、子育てサービスを総合的に提供する認定こども園が1園、少人数できめ細やかな保育を行う小規模保育施設が2園あります。

### (2) 福生の教育・保育の現状

		平成31年度4月1日現在				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	175	822	419	116	
確認を受けない幼稚園	確認を受けない幼稚園	146	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	29	6	
企業主導型保育事業		—	—	—	—	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	
確保量合計(B)		321	822	448	122	

### (3) 今後の方向性

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

#### 【令和2年度】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,189			692	380
需要率		24.31%	4.12%	68.46%	62.57%	26.84%
量の見込み		289	49	814	433	102
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C）＝（B）－（A）		70	12	8	27	23

（注）

- ・需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合
- ・受託・委託の割合は同程度と仮定
- ・横田基地の子どもの利用増が想定されるが、ニーズ量の見込みには反映していない。

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,128			711	374
需要率		24.29%	4.08%	68.44%	62.59%	27.01%
量の見込み		274	46	772	445	101
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C）＝（B）－（A）		85	15	50	15	24



【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,055			724	368
需要率		24.36%	4.08%	68.44%	62.57%	26.90%
量の見込み		257	43	722	453	99
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（B）－（A）		102	18	100	7	26

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,011			712	361
需要率		24.33%	4.15%	68.45%	62.50%	26.87%
量の見込み		246	42	692	445	97
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（B）－（A）		113	19	130	15	28

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,024			699	356
需要率		24.32%	4.10%	68.46%	62.52%	26.97%
量の見込み		249	42	701	437	96
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（B）－（A）		110	19	121	23	29

## 【 今後の方向性 】

児童数は減少傾向にあります。幼児教育・保育の無償化の影響や横田基地の子どもの流入などにより、当面はニーズ量は微増するものと考えられます。その後ニーズ量は、ピークを迎えることとなり、減少に転じていきますが、その際は提供量の調整が必要になります。

今後、既存施設の有効活用を前提に、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置の拡大に向けて、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携を実施します。

国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。この新たな給付についても、今後の方向性を広く検討するものとしします。

## 5 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 【概要】

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが自らの選択に基づき地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、又はその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

(基本型・特定型)

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

(母子保健型)

- ① 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する機関として、妊娠の届出の機会を通じて得た情報を基に、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成します。また、全ての妊産婦等の状況把握のため各機関に出向き、積極的に情報収集に努めます。
- ② 把握した情報に基づき、母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関の担当者に直接つなぐなど、積極的な関与を行います。
- ③ 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する対応方針等について会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定します。
- ④ 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図ります。また、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行います。

### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置個所		1	1	1	2

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和4年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

### 【 今後の方向性 】

保育所の入所相談だけでなく、様々な事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制とします。(特定型)

家庭、地域と母子保健及び子育て支援施策が必要時適切に協力し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築します。(母子保健型)

## (2) 時間外保育事業

### 【 概要 】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や※認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

### 【 現状 】

市内認可保育所では1時間延長が13か所、2時間延長が認可保育園で2か所、認定こども園で1か所の合計3か所で実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	754	827	694	732	763
実施箇所数	13	16	16	16	16

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	444	435	422	409	408
実施箇所数	16	16	16	16	16
確保策(B)	444	435	422	409	408
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

市内の認可保育所において延長保育を行い、18時以降の保育需要への対応を図ります。量の見込人数は、現状を大きく上回らないことから、既存の保育施設でニーズの確保は可能であると思われます。就労形態の多様化から時間外保育に対するニーズは高まることが予想されるため、今後利用者のニーズを注視しながら必要に応じて対応します。

### (3) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

#### 【概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援の下児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

#### 【現状】

平成27年度から小学校6年生までの受入れを開始したことから、入所数が増加しています。育成スペースの確保等に努め、令和元年度には小学校内に1クラブを増設し、受入数の増加を図りました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入所数	476	528	636	697	746
受入数	619	619	619	730	779
クラブ数	12	12	12	12	12

#### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	693	681	684	683	649
1年生	195	187	193	188	158
2年生	179	199	190	197	191
3年生	165	147	163	156	161
4年生	94	90	81	89	85
5年生	33	34	32	29	32
6年生	26	25	25	24	21
実施箇所数（確保方策）	12	12	12	12	12
確保策（B）	861	861	861	861	861
差引（B）－（A）	168	180	177	178	212



### 【 今後の方向性 】

ニーズ調査によると、前回の調査と比較して学童クラブの利用希望の割合が増加しており、「ふっさっ子の広場」の利用希望の割合を上回っていることから、学童クラブへの入所についてのニーズは高まっていると見られます。学童クラブ全体の提供量としては量の見込みを上回っていますが、学校別の入所率等を見ると、学童クラブによっては育成スペースが不足する可能性があります。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「ふっさっ子の広場」との一体型事業の推進を図るとともに、引き続き育成スペースの確保等に努め、今後も待機児童ゼロに努めていきます。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

##### 【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業として、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。

##### 【 現状 】

4市2町（福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町）が統一した内容で東京恵明学園に委託しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	29	32	41	39	78
実施箇所数	1	1	1	1	1

##### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	64	62	61	59	59
ニーズ量（0～5歳以下家庭）	64	62	61	59	59
ニーズ量（就学児家庭）	0	0	0	0	0
実施箇所数（確保方策）	1	1	1	1	1
確保策（B）	64	62	61	59	59
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

##### 【 今後の方向性 】

就学前児童だけでなく、就学児童の保護者の入院や出産、出張などによるニーズにも対応できるよう、事業内容の拡充を検討する必要があります。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【 概要 】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

### 【 現状 】

里帰り出産をした方や入院が長期になる場合は、生後4か月を過ぎても行うことが可能です。訪問は市職員（保健師、助産師等）及び市と委託契約を締結した保健師又は助産師が行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生数	454	416	430	374	393
訪問数	369	399	400	347	358
訪問率	81.3%	95.9%	93.0%	92.8%	91.1%

\*訪問数には生後28日未満の新生児訪問の数も含む。

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	380	374	368	361	356
実施体制（確保方策）	保健センターにて実施				

### 【 今後の方向性 】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母の支援や近隣住民との関係が希薄な中で子育てをしていく保護者が不安に陥ることなく安心して子育てができるよう、適切なサービスの紹介や相談・助言を行うために、全戸訪問に努めます。

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業

### 【概要】

養育支援訪問事業は、児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童又は出産後の養育について出産前からの支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

### 【現状】

#### ① 養育支援訪問事業

各関係機関と連携しながら必要な家庭に支援を行います。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	5	3	2	2	1
訪問件数	233	68	290	59	33

#### ② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	37	31	33	35	48
要保護児童対策地域協議会代表者会議	2	1	2	2	2
要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	4	4	4	4
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	31	26	27	29	42

## 【 量の見込みと確保策 】

### ① 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
上段 実人数					
下段 訪問件数	137	137	137	137	137
実施体制	子ども家庭支援センターにて実施				

### ② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保策（B）	37	37	37	37	37
要保護児童対策地域協議会代表者会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	4	4	4	4
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	31	31	31	31	31

## 【 今後の方向性 】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。家事等の養育支援については、育児支援ヘルパーの派遣に関する事業が適切に運営できる業者に、引き続き委託します。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【 現状 】

平成27年度に認可保育所1か所、平成28年度には子ども家庭支援センター内に1か所開設し、市内6か所（子ども家庭支援センター1か所、児童館3館、認可保育所2か所）で実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	6,578	7,633	14,099	14,691	13,727
実施箇所数	4	5	6	6	6

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	14,966	15,162	15,244	14,987	14,734
実施箇所数（確保方策）	6	6	6	6	6
確保策（B）	14,966	15,162	15,244	14,987	14,734
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

現在、6か所で実施しており、既存の施設でニーズの確保は可能であると思われます。今後も、利用者のニーズを把握しながら、開設時間や専任職員の配置などについての検討も必要です。

## (8) 幼稚園における一時預かり事業

### 【 概要 】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する方を対象に実施する事業です。

### 【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	14,878	13,352	17,074	13,952	15,135
実施箇所数	4	4	4	4	4

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	16,899	16,034	14,998	14,373	14,559
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	4,487	4,257	3,982	3,816	3,866
2号認定による 定期的な利用	12,412	11,777	11,016	10,557	10,693
実施箇所数(確保方策)	4	4	4	4	4
確保策 (B)	16,899	16,034	14,998	14,373	14,559
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育も無償となることから、ニーズ量が増加傾向となることが想定されます。市内4園は全ての園で預かり保育を実施しており、ニーズ量の増に対応できると考えられますが、必要に応じて空き教室の積極的な活用等を促します。

## (9) 保育所、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業

### 【概要】

保護者が冠婚葬祭やリフレッシュなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

### 【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	656	1,243	912	694	822
実施箇所数	14	17	17	17	17

### 【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	11,599	11,359	11,015	10,696	10,670
実施箇所数(確保方策)	17	17	17	17	17
確保策(B)	11,599	11,359	11,015	10,696	10,670
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い、今後も一時預かりに対するニーズは高くなると予測されますので、認可保育所で確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターでの受入れを充実していきます。



## (10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【 概要 】

病気の急性期や回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

### 【 現状 】

病後児保育は、平成20年11月に開設した福生保育園内の病後児保育室で実施しています。病児保育は、平成27年4月に開設した「病児保育室あんず」で実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	88	417	610	822	847
実施箇所数	2	3	2	2	2

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	589	577	563	548	542
ニーズ量（就学前）	433	424	411	399	398
ニーズ量（就学児）	156	153	152	149	144
実施箇所数（確保方策）	2	2	2	2	2
確保策（B）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
差引（B）－（A）	1,811	1,823	1,837	1,852	1,858

### 【 今後の方向性 】

病児保育事業は「病児保育室あんず」において平成29年度から、定員4人のところを6人に拡充したことにより、病後児保育と合わせて10人の定員としました。ニーズ量については大きな変動は考えにくいことから、定員は当面据え置くこととします。

## (11) ファミリー・サポート・センター事業

### 【 概要 】

子育ての援助をして欲しい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

### 【 現状 】

平成25年10月から活動を開始した事業で、生後57日から小学生までの児童の保護者と市内に居住し心身共に健康な20歳以上の方が会員となり、保育所、幼稚園等の送迎や預かり等の援助活動を行っています。また、ファミリー・サポート・センターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整や事業の説明会、交流会などを行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
提供会員	45	57	65	76	96
依頼会員	98	121	151	165	177
両方会員	3	3	5	7	5
就学児童保護者の利用者数	289	523	571	423	200

※平成25年10月開設

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	468	458	455	447	432
就学児 低学年	232	228	235	232	220
就学児 高学年	236	230	220	215	212
確保策 (B)	468	458	455	447	432
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

円滑な事業運営と支援の充実を図るため、依頼会員・提供会員双方のバランスの良い会員の確保が必要であることから、今後も説明会等を実施し、市民への事業の周知徹底に努めていく必要があります。

## (12) 妊婦健康診査事業

### 【 概要 】

母子保健法第13条の規定に基づき、妊婦の定期的な健康診査を実施することで、妊婦の健康管理に努め、流産や早産の防止、妊産婦とお子さんの疾病・障害予防、死亡率の低下を図ります。

### 【 現状 】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票（14回分）、超音波検査受診票・子宮頸がん検診（各1回分）を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、東京都外で受診する方に対しては、出産後の手続により妊婦健康診査費用の助成を行っています（東京都の契約単価を上限とする。）。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出数	491	437	431	453	420
里帰り等妊婦健康診査費助成金制度申請者	57	53	51	47	48

### 【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	411	406	398	391	385
確保策（健診回数）	5,764	5,684	5,581	5,479	5,400
実施体制（確保方策）	実施場所：都内の契約医療機関 検査項目：体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹、クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト）				

### 【 今後の方向性 】

妊婦及び胎児の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安全安心な出産を目指します。

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

## 1 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況



について把握するとともに、「福生市子ども・子育て審議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。この計画の進捗管理は、基本目標（施策の方向性）単位と個別事業単位の2階層の指標を設定しています。基本目標（施策の方向）単位においては、様々な指標の中から、5年後のあるべき姿を評価するためのものさしを設定し、市全体として子どもを生き育てやすいまちづくりが進んでいるかどうかを検証することとします。

個別事業単位においては、令和2年度から令和6年度に向け、内容や回数等を充実するものや引き続き継続して実施していくものなど、事業実施の方向性を設定しています。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

## 2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。また、計画の見直しや国の動向等で、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

### 3 国・都等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止、社会的養護体制、母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、都と連携し、推進するとともに、都を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

### 4 市民・企業・関係機関との連携

本計画は、子ども家庭部の担当課だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。市町村は子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

## 資料編

- 1 福生市子ども・子育て審議会条例
- 2 福生市子ども・子育て審議会 審議経過
- 3 福生市子ども・子育て審議会委員名簿
- 4 諮問・答申
- 5 用語解説（50音順）

福生市子ども・子育て支援事業計画  
(第2期)

発行日 令和2年3月

発行 福生市子ども家庭部子ども育成課

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511 (代)

FAX 042-551-2133

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp>